# 「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」 に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和4年7月1日(金)~同年8月1日(月)

案件番号:145209943

## 意見提出者一覧

意見提出者 19件(法人:16件、個人:3件)

#### (提出順、敬称略)

	()定田顺、秋州市山
受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	東日本電信電話株式会社
5	西日本電信電話株式会社
6	ビッグローブ株式会社
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
8	一般社団法人IPoE協議会
9	日本ネットワークイネイブラー株式会社
10	株式会社NTTドコモ
11	地域情報化電気通信事業者協議会
12	一般社団法人テレコムサービス協会
13	ソフトバンク株式会社
14	日本通信株式会社
15	株式会社オプテージ

16	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
17	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
18	KDDI株式会社
19	楽天モバイル株式会社

### ■接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)

・第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

意見	考え方	修正の 有無
全般		
意見 1  ■ 本報告書案の考え方に賛同。 ■ 本報告書案に基づいた電気通信事業法及び関係法令の整備を進めるとともに、その後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について注視いただくよう要望。 ■ 光サービス卸の卸料金は、値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものであり、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくならないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要がある。	考え方 1	
<ul> <li>○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。</li> <li>○ 総務省殿においては、まずは本報告書案に基づいた電気通信事業法および関係する法令の整備を進めるとともに、その後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。</li> <li>○ また、光サービス卸の卸料金については、これまでも意見提起してきたとおり、2015年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要があると考えます。【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</li> </ul>	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本研究会において取りまとめた「卸協議の適 正性の確保に係る制度整備について」を踏まえ た改正内容を含む「電気通信事業法の一部を改 正する法律案」が令和4年3月4日に閣議決 定・国会提出され、同年6月に成立したところ ですが、これを受け、総務省においては、関係 事業者等の意見も聴取しつつ、関係省令等の整 備を進めるとともに、制度導入後の指定卸役務 の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状 況を引き続き注視することが適当と考えます。 ○ 「接続料との一定の連動性」に関する御意見 については、本研究会において、今般の制度整 備の効果・影響も踏まえ、接続料との関連性も 含めた卸料金の透明性の確保について引き続	無
	き注視していくことが適当と考えます。	
<u>2. 土は息兄</u> 意見 2	考え方2	
● MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定設備を用い	73 7.73 2	

意見	考え方	修正の 有無
た卸役務については原則として全て対象とすべき。 <ul><li>特に「モバイル音声卸」、今後公正競争上の影響が大きい「5G(SA方式)」に係る卸役務を対象とすることは必須。</li><li>提示すべき情報については、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報、特に5G(SA方式)等においては、円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報が、対象となる必要がある。</li><li>本報告書案の考え方に賛同いたします。</li></ul>	<ul><li>1</li><li>1</li><li>2</li><li>3</li><li>4</li><li>5</li><li>6</li><li>7</li><li>7</li><li>8</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li></ul>	無
第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、協議が進みにくく、かつ他社からの代替的な卸の調達が困難な、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全て対象とすべきです。特に「モバイル音声卸」に加え、今後公正競争上の影響が大きい「5G(SA方式)」に係る卸役務を対象とすることは必須であります。また、開示すべき情報については、以下のとおりとすることが必要と考えますので、今後の検討にあたって十分に考慮いただくよう要望いたします。 <モバイル音声卸等、既存の卸役務> 料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報 ・接続料相当額	や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備するという本制度整備の趣旨を踏まえれば、指定卸役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものを対象とすることが適当と考えます。  ○ 本報告書案のとおり、規制対象とする指定卸役務の範囲及び提示する情報の範囲等については、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。	
・ 回収が見込まれている費用項目 等     <5G (SA方式) に係る卸役務等、新規の卸役務>         上記に加え、円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報         ・ MNOが実装する機能の全体像(例:3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示)         ・ 提供開始時期         ・ 提供までの情報開示スケジュール 等         【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
意見3  ● 事業者間協議が円滑に進まない理由の多くはNDAに由来しており、必要に応じてNDAを締結することを否定するものではないが、必要最小限とすべき。そもそも卸が接続料化されれば基本的にNDAは不要ではないかと考える。	考え方3	

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>● 接続料と同等の部分については、費用を公開することで透明性を高め、卸先事業者の理解を得ることも可能になると考える。</li> <li>● NTT東西による手厚いサポートが提供される非通信系事業者と、そこまでのサポートは必要としない通信系事業者の区別により、コストを抑えることで卸料金の引き下げが実現されることを要望。</li> </ul>		
<ul> <li>○ 事業者間協議が円滑に進まない理由の多くはNDAに由来しており、この問題を解決しなければ先に進めない課題も多いと思われます。もちろん、必要なものがあることも認識しているので、必要に応じてNDAを締結することを否定するものではありませんが、必要最小限とするべきです。そもそも卸が接続料化されれば基本的にNDAは不要ではないかと思われます。</li> <li>○ 構成員からの意見 (※) に賛同します。</li> <li>(事務局注:「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」第1章卸協議の適正性の確保に係る制度整備2. 主な意見②構成員からの意見</li> <li>・ 新しいネットワークが構築されるときこそ、きちんと透明な公平なルールを作っておかないと後々問題が起こるので、きちんと協議が成り立つような状況が必要。</li> <li>・ 接続料相当額を開示することには、企業秘密の観点から懸念があることは理解するものの、接続料自体は公開されているものでもあり、どの程度まで開示できるかは検討すべき。</li> <li>・ 同じ卸先事業者といっても、ISPやCATVといった通信系事業者と、非通信系事業者は性格が異なるため、分けて議論すべき。)</li> </ul>	○ 参入後の協議におけるNDAの問題については、今後の卸協議の進展状況を踏まえ、本研究会においても、引き続き検討することが適当と考えます。 ○ 御意見のうち、卸料金と接続料の関係に関する点については、考え方1のとおりです。 ○ 通信事業者と非通信事業者の別等の卸先事業者の状況に応じた卸料金におけるコスト配賦のあり方については、必要に応じて、今後検討することが適当と考えます。	無
<ul><li>○ 接続料と同等の部分については、費用を公開することで透明性を高め、卸先事業者の理解を得ることも可能になると考えます。</li><li>○ また、NTT東西殿による手厚いサポートが提供される非通信系事業者と、そこまでのサポートは必要としない通信系事業者の区別により、通信系事業者にかか</li></ul>		
るコストを抑えることで卸料金の引き下げが実現されることを要望します。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】 3. 考え方		
<ul><li>意見4</li><li>● 光コラボを通じ、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」</li></ul>	考え方4	

意見	考え方	修正の 有無
により、with/afterコロナの時代を見据えたリモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、デジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく考え。  ● 卸規制について、「卸先事業者からの要望をきちんとカウントする仕組み」や「結果をフィードバックする仕組みを構築していただきたい」といった御要望等を踏まえ、光コラボの利便性向上に向けて取り組む考え。  ● 卸規制の内容について、「卸役務は相対契約を基本」とする卸役務に対する制度趣旨を踏まえ、過剰な規制にならないようにすべき。  ● 具体的には、規制対象とする指定卸役務の範囲は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべき。また、その決定方法については、各市場における競争環境等を踏まえて検討していくべき。  ● 卸役務提供拒否事由の検討にあたっては、今後の自由で柔軟なビジネス展開を阻害することがないよう、丁寧な議論が必要と考える。  ● 提示する情報の範囲は、当社と他の卸元事業者との競争及びパートナーと他の小売事業者との競争において、当社及びパートナーが一方的に競争上の不利益を被らないかといった観点から慎重に検討し、公正競争上、真に必要なものに限るべき。特に卸料金に関する情報は、他の自己設置事業者等との間で競争上の不利益を被ることとなると考える。		
<ul> <li>(パートナーの皆様との「共創」について)</li> <li>○ 当社は、光コラボを通じ、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」により、with/afterコロナの時代を見据えたリモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、デジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。</li> <li>○ そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進めていく考えです。</li> </ul>	○ 「パートナーの皆様との『共創』について」 及び「卸規制について」に関する御意見の中で 示されたような姿勢で協議に臨まれることは 望ましいと考えます。 ○ その上で、卸先事業者との協議にあたって は、今般の制度整備の内容も踏まえつつ、本研 究会において卸先事業者から示された意見等 も踏まえ、団体協議も含めて誠実に対応いただ くことが適当と考えます。 ○ 「卸規制の内容について」でお示しいただい	無

意見	考え方	修正の 有無
○ 卸料金についても、当社はこれまで光サービス卸の提供を開始して以降、約7年間で3度にわたり自主的に値下げを実施しているところであり、引き続き不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の追加値下げ等を通じ、光コラボをより使いやすいものにしていくことで光サービスの需要を喚起し、パートナーの皆様と共に成長を図っていく考えです。	た点については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当と考えます。	
(卸規制について) 〇 当社としては、例えばFVNO委員会殿よりいただいた「卸先事業者からの要望をきちんとカウントする仕組み」や「結果をフィードバックする仕組みを構築していただきたい」といったご要望等、接続料の算定等に関する研究会を通じていただいたパートナーの皆様のご意見を踏まえ、光コラボの利便性向上に向けて取り組むと共に、パートナーの皆様との連携をさらに強化していく考えです。		
<ul> <li>(卸規制の内容について)</li> <li>○ 今後、具体的な検討を進める上で、「卸役務は相対契約を基本」とする卸役務に対する制度趣旨を踏まえ、過剰な規制にならないようにすべきと考えます。具体的には以下のとおりです。</li> <li>○ 規制対象とする指定卸役務の範囲は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきと考えます。また、その決定方法については、各市場における競争環境等を踏まえて検討していくべきと考えます。</li> </ul>		
○ 今般改正された電気通信事業法の内容は、当該卸役務は「正当な理由がない限り、提供を拒めない」とされていますが、これまで電気通信事業法では、設備設置事業者と設備利用事業者との競争バランスを考慮し、接続による事業者間競争の促進をベースとしつつ、卸役務については、民間事業者間においてビジネスベースでの提供を基本としてきたこと等を踏まえると、卸役務提供拒否事由の検討にあたっては、今後の自由で柔軟なビジネス展開を阻害することがないよう、丁寧な議論が必要と考えます。		

意見	考え方	修正の 有無
〇 開示する情報の範囲は、当社と他の卸元事業者との競争及びパートナー		
と他の小売事業者との競争において、当社及びパートナーが一方的に競争		
上の不利益を被らないかといった観点から慎重に検討し、公正競争上、真		
に必要なものに限るべきと考えます。特に卸料金に関する情報は、重要な		
経営情報であり、その卸料金を開示することは当社のみならず、パートナ		
一においても仕入値を知られることとなり、他の自己設置事業者等との間		
で競争上の不利益を被ることとなると考えます。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	* * ± -	
意見5	考え方5	
● 規制対象とする指定卸役務の範囲や提示する情報の範囲等について、検討に 第1577年 日本		
際しては、関係事業者の意見を聴取の上、十分に議論することを要望。		- <del> </del>
○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲等については、今後接	〇 本報告書案のとおり、規制対象とする指定卸	無
続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」と言います。)において、MNOへの	役務の範囲及び提示する情報の範囲等につい	
ヒアリングも実施のうえ議論するよう要望します。	ては、関係事業者の意見も聴取しながら引き続	
【ソフトバンク株式会社】	き検討を行っていくことが適当と考えます。	-
〇 「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象		無
とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲(略)等について、引き続き検		
討することが適当」(P17L3)とされていますが、当該検討に際しては、関係事		
業者の意見を聴取の上、慎重かつ十分に議論して頂くことを要望します。		
【楽天モバイル株式会社】	*: + c	
意見6	考え方 6	
● 規制対象となる卸役務の範囲は限定的であるべき。		
● 規制対象となる卸役務は、指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務で * ***********************************		
あり、現に利用者向けに提供しているサービスの中から指定すべき。(一 者)		
● 現に利用者向けに提供しているサービスであっても、卸提供を行うこと		
により原価割れリスクを負うことになる場合は、接続の提供拒否事由と同		
様に、卸役務においても提供を拒むことができる正当な理由に該当するこ		
ととするのが適当。(一者)		
● サービスの立ち上がり期においては、卸先事業者から情報提供または機能開放		

意見	考え方	修正の 有無
要望の明確な意思表明がない場合や国際標準化が未完了である場合等において は規制対象から除外すべき。(一者)		
<ul> <li>○ 改正電気通信事業法第38条の2第2項に規定された指定卸役務は、指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務であり、当社が現に利用者向けに提供しているサービスの中から指定されるものと考えています。したがって、少なくとも、当社の指定電気通信設備を用いないサービスや、現に利用者向けに提供している機能は指定卸役務には該当しないため、仮に要望されたとしても、当社は投資リスクを負ってまで卸役務を提供する考えはありません。</li> <li>○ また、当社が現に利用者向けに提供しているサービスであっても、卸提供を行うことにより当社が原価割れリスクを負うことになる場合について、接続では、電気通信事業法第32条第2号の「提供拒否事由」に定める「当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」に含まれ得るため、接続に係る提供拒否事由と同様に、卸役務においても提供を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えます。</li> <li>【株式会社NTTドコモ】</li> </ul>	〇 改正電気通信事業法第38条の2第2項は、「特定卸電気通信役務を『提供』する事業法第1 1、「対し、「正当な理由がなければ」「当該時規制の提供を担めてはならない。 5、通信役務の提供を担めてはならは、「第年では一個ではないではなけれならいではないではなられてはないではないではないではないでは、「第年では一個では一個では、「第年では一個では、「第年では一個では、「第年では、「第	無
○ 規制対象とする指定卸役務の範囲について	供義務を課すことは適当でないと考えます。 〇 指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性	無
一般的なプロダクト・ライフサイクルは、導入期、成長期、成熟期、飽和期、 衰退期と5つに分類されます。例えば、光サービス卸やモバイル音声卸などは、	や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活	
「最返期とも ガニガ類されます。例えば、元サービス卸やモバイル自戸即などば、   『卸協議の適正性確保に係る制度整備』に記載されているとおり、「広く一般利	報の非対称性を定正し、励識がより美質的・治   発に行われるための制度的な基盤を整備する	
用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、	という本制度整備の趣旨を踏まえれば、指定卸	
事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなっている」ものであり、いわ	役務のうち電気通信事業者間の適正な競争関	

ば成熟期に位置するものと考えられますが、本制度整備を導入することによって 市場の再活性化が期待されるものと考えます。 一方、『デジタル田園都市国家インフラ整備計画』(※)によれば、「5Gでは、4G を発展させた「超高速」だけではなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行える「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークに繋がる「多数同時 接続」といった特長があり、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がる「0付社 を差実現する上で不可欠なインフラとして期待が寄せられている」ところ、スマートフォンを利用するサービス(例えば、モバイル音声サービスやモバイルイン ターネット接続)以外のサービスが導入期を迎えようとしています。これらの導入期における卸取引は、即元事業者を即先事業者をそぞれの強みや個性を活かした創意工夫や両者のビジネスにおける様々な関係性の中で合意形成が図られ、その結果として、多様なサービスが生まれ、新たな市場創出を行うという役割が求められていくものと考えます。 したがあり、海川東はおける町協議では、卸元事業者と卸先事業者それぞれが新たな設備投資や技術開発を行い、両者が各々自らリスクを背負いながら、協力・協調し、新たなサービスをゼロから立ち上げることが重要と考えます。 したがのる、再場投入則前から検討されていた事だなサービスを同時期・同条件で利用することの表義を消失させ、新ナービスの立ち上げに参加することの意義を消失させ、新ナービスの間と構定を著しく損なうおそれがあると考えます。加えて、第二種指定電気通信診備を設置する事業者にとっても設備投資やイノベーションに係るインセンティブを喪失させるおそれがあると考えます。 したがのて、特に導入期段階(サービスの立ち上がり期)においては、卸協議に求められる役割や、多様な卸先との関係性を十分に配慮すべきであり、例えば、卸先事業者から情報提供または機能開放要望の明確な意思表明がない場合や国際標準化が未完了である場合等においては規制対象から除外すべきと考えます。 (※) 『デジタル田園都市国家インフラ整備計画』2022年3月29日公表 【KDDI株式会社】	意見	考え方	修正の 有無
<u> </u>	市場の再活性化が期待されるものと考えます。 一方、『デジタル田園都市国家インフラ整備計画』(※)によれば、「5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけではなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行える「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークに繋がる「多数同時接続」といった特長があり、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がる「07社会を実現する上で不可欠なインフラとして期待が寄せられている」ところ、スマートフォンを利用するサービス(例えば、モバイル音声サービスやモバイルインターネット接続)以外のサービスが導入期を迎えようとしています。これらの導入期における卸取引は、卸元事業者と卸先事業者それぞれの強みや個性を活かした創意工夫や両者のビジネスにおける様々な関係性の中で合意形成が図られ、その結果として、多様なサービスが生まれ、新たな市場創出を行うという役割が求められていくものと考えます。そのため、導入期における卸協議では、卸元事業者と卸先事業者それぞれが新たな設備投資や技術開発を行い、両者が各々自らリスクを背負いながら、協力・協調し、新たなサービスをゼロから立ち上げることが重要と考えます。しかしながら、市場投入以前から検討されていた新たなサービスを同時期・同条件で利用することのみを目的に協議に臨む卸先事業者が別に存在する場合、指定電気通信設備を持たない卸先事業者にとっては、新たなサービスの立ち上げに参加することの意義を消失させ、新サービス創出機会を著しく損なうおそれがあると考えます。加えて、第二種指定電気通信設備を設置する事業者にとっても設備投資やイノベーションに係るインセンティブを喪失させるおそれがあると考えます。したがって、特に導入期段階(サービスの立ち上がり期)においては、卸協議に求められる役割や、多様な卸先との関係性を十分に配慮すべきであり、例えば、卸先事業者から情報提供または機能開放要望の明確な意思表明がない場合や国際標準化が未完了である場合等においては規制対象から除外すべきと考えます。(※)『デジタル田園都市国家インフラ整備計画』2022年3月29日公表	ることが適当と考えます。 〇 改正電気通信事業法第38条の2第2項を踏まえれば、卸先事業者からの提供要望の明確な意思表明がない場合や、国際標準化が未完了である場合などの理由により、卸元事業者が現に利用者向けに提供を行っていないものについては、特定卸電気通信役務の対象外とすることが適当と考えますが、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討を行っていくことが適	

意見	考え方	修正の 有無
● 卸取引は原則的にはビジネスベースの取引であることを考慮し、提示する情		
報の範囲は限定的であるべき。		
● 提示する情報の範囲について、卸先の法人顧客が法人型MVNOの場		
合、自社と法人顧客間のBtoBの取引まで情報提示を求められることは、一		
般商慣習に照らして適当ではない。(一者)		
〇 更に、開示する情報の範囲について、当社の法人営業部門と法人顧客と	〇 本報告書案のとおり、規制対象とする指定卸	無
の間には、ビジネスベースでの様々な取引形態が存在します。具体的に	役務の範囲及び提示する情報の範囲等につい	
は、主に業務用としてスマートフォン等をご利用頂くBtoB型の取引の派生	ては、関係事業者の意見も聴取しながら引き続	
型として、モバイル回線と当該法人顧客のサービスを組み合わせて第三者	き検討を行っていくことが適当と考えます。	
へ提供するBtoBtoX型の取引において、ミドルBの当該法人顧客がMVNOに該		
当する場合(以下、「法人型MVNO」という。)があります。仮にこのような		
法人型MVNOを情報開示の対象に含めた場合、当該法人顧客との間のBtoBの		
取引まで情報開示を求められることが懸念され、一般商慣習に照らして開		
示することは適当ではないと考えます。		
【株式会社NTTドコモ】		
〇 開示する情報範囲について		無
新サービス導入期を経て、成長期では市場が急速に拡大し、細分化されたニー		
ズ(料金の低廉化もそのニーズの一つ)に応えることができる多種多様なサービ		
スにより市場への浸透が図られます。そういった市場環境では、卸先事業者間の		
差別化が期待されるため、規制対象とする指定卸役務の範囲が設定される場合に		
おいても、卸取引が、原則的にはビジネスベースの取引であり、その点が市場活		
性化に寄与する側面があることについて十分に考慮し、開示する情報の範囲は、		
事業者間のビジネス的な関係性を阻害しない最低限の範囲として、協議の入り口		
となる標準的(標準的な料金、その他提供条件等)な提供プランとする等、限定		
的であるべきであると考えます。		
【KDDI株式会社】		
意見8	考え方8	
● 総務省において、関係する制度整備を進めるとともに、事業者間の卸協議にお		
いて課題が生じていないか等について引き続き注視することを要望。		
● 具体的な制度整備においては、「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期		

意見	考え方	修正の 有無
に利用者向けに提供できるよう情報提示や卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないようにすること」などについて適切に考慮・反映することを要望。(一者)  「必要に応じて更なる措置について検討」する場合は、今般の制度整備の効果や影響、各事業者の動向を十分に配慮し検討することを要望。(一者)  「特に5G(SA方式)において、卸元事業者と卸先事業者がそれぞれの利用者に対して、同時期に同機能の提供が可能となることが重要であることを踏まえ、適切に情報提示されることを要望。(一者)		
<ul> <li>○ 総務省殿においては、まずは本報告書案に基づいた電気通信事業法および関係する法令の整備を進めるとともに、その後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、二種指定事業者とMVNO間の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。</li> <li>○また、具体的な制度整備においては、「協議不調の場合の協議開始・再開命令条件」の見直しや、イコールフッティングの確保の観点から、「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に利用者向けに提供できるよう情報開示や卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないようにすること」など、当委員会のかねてからの主張について適切に考慮・反映されるよう要望いたします。</li> <li>【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</li> </ul>	○ 改正電気通信事業法を受けた、卸協議の適正性の確保に係る制度整備の、詳細な内容や具体的な運用方法等は、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 ○ また、制度整備後も、指定卸役務の料金の低廉化や提供条件の柔軟化等の進展状況を総務省において引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。	無
O また、「必要に応じて更なる措置について検討することが適当」(P18L5) とされていますが、当該検討に当たっては、今般の制度整備の効果や影響、各事業者の動向を十分に予測・判断する必要があることから、これを行う際には、こうしたことに配慮した検討を要望します。  【楽天モバイル株式会社】		無
○ 卸役務については事業者間の交渉等により合意形成がなされることが基本であると考えますが、長年の間に亘ってモバイル音声卸料金については値下げが行われなかったことを踏まえますと、今般、電気通信事業法の改正により、卸協議の適正性確保が図られ、事業者間での価格交渉等による指定卸役務の料金低廉化等が期待できる環境整備を推進いただいたことに、感謝申し上げます。 ○ 本来、卸役務については、事業者間の自由で活発な協議によって実現すること		無

意見	考え方	修正の 有無
が望ましいと考えますが、卸元事業者の持つ交渉の優位性や、卸元事業者と卸先		
事業者間の情報の非対称性を鑑みると、卸元事業者が卸先事業者に対して開示する。		
る情報の範囲を明確化することは、事業者間の円滑な協議の実現に有効であると		
考えますので、報告書案の考え方に賛同いたします。 〇 また、卸元事業者と卸先事業者がそれぞれの利用者に対して、同時期に同機能		
○ また、邱元争業者と邱元争業者がそれぞれの利用者に対して、同時期に回機能   の提供ができることを踏まえて検討いただくことが重要であると考えます。特		
に、モバイル市場においては今後、5G(SA方式)によって、多数同時接続や超低		
遅延通信を用いたIoTサービス等、より多種で高度なサービスが生み出されるこ		
とが期待されますが、強化・高度化される5Gネットワークの機能を、MVNOがMNOと		
同時期に、MNOと同等の自由度でもって扱うことができるように、MNOが実装する		
機能の全体像、提供開始時期や提供までの情報開示スケジュール等が適切に開示		
されることを期待いたします。		
○ 総務省殿においては、今回の制度整備にて卸協議の適正化が十分に進み、第二		
種指定事業者とMVNO間の協議について問題が生じていないか等について引き続		
き注視いただくとともに、更なる適正性の向上のため、制度整備や施策実現等の		
取り組みを推進していただくことを要望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
意見9	考え方9	
● 改正事業法には、以下の懸念点があるため、総務省令で整備されることを要望。		
1) 指定設備設置事業者が営業政策等を理由に卸役務の提供を拒むことがな		
いよう「正当な理由」の範囲に一定の制約を設けること。		
2) 指定設備設置事業者が営業秘密を理由に卸役務に関する情報の提供を拒		
むことがないよう「正当な理由」の範囲に一定の制約を設けること。		
3) 卸料金等の提示時期の前後を問わず、「正当な理由」がなければ、情報提示		
の求めを拒絶することができないものとすること。		
4) 情報提示の範囲及び情報の粒度を指定すること。 O 「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について」を踏まえて改正された電気	〇 改正電気通信事業法を受けた、卸協議の適正	無
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	〇 改正電気通信事業法を受けた、卸協議の適正 性の確保に係る制度整備の詳細な内容や具体	無
世間事業法には、以下の懲念点がめるため、総務省市で金属されることを安全します。	的な運用方法等は、関係事業者の意見も聴取し	
より。   1) 指定設備設置事業者が営業政策等を理由に卸役務の提供を拒絶することは	おがら引き続き検討を行っていくことが適当	

意見		考え方	修正の 有無
	適切ではないため、「正当な理由」の範囲に一定の制約を設けること。	と考えます。	
2)	指定設備設置事業者が営業秘密に該当すること等を理由に卸役務に関する	〇 また、制度整備後も、指定卸役務の料金の低	
	情報の提供を拒絶することは適切ではないため、「正当な理由」の範囲に一	廉化や提供条件の柔軟化等の進展状況を総務	
	定の制約を設けること。	省において引き続き注視し、必要に応じて更な	
3)	卸先事業者から指定設備設置事業者に対する卸役務に関する情報提示の求	る措置について検討することが適当と考えま	
	めについて、指定設備設置事業者が卸料金等を提示した後は拒絶することが	す。	
	できるとされているところ、このような時期的な制約を設ける必要はないた		
	め、卸料金等の提示の前後を問わず、「正当な理由」がなければ拒絶するこ		
	とができないものとすること。		
4)	卸料金の算定方法については、指定設備設置事業者に一律に適用されるルー		
	ルがなければ、明確化を図ることは困難であるため、情報開示の範囲及び情		
	報の粒度を指定すること。		
	【日本通信株式会社】		

・第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

意見	考え方	修正の 有無
全般		
意見10	考え方10	
● NTT東西より報告された光サービス卸の検証結果は十分な内容とはなって		
おらず、卸料金の透明性の担保のため、接続料相当額と卸料金の連動性等ついて		
もより詳細な説明を要望。		
〇 第52回接続料の算定等に関する研究会で、東日本電信電話株式会社及び西日本	〇 NTT東日本・西日本においては、今後の本	無
電信電話株式会社(以下、「NTT東西殿」という。)より報告された検証結果につい	検証にあたって、御意見にあるような指摘もあ	
て、次に記載するとおり説明内容が不十分であると考えるため、より詳細な説明	ることを踏まえつつ、十分な説明を行うことが	
を要望します。	適当と考えます。	
・ 卸料金と接続料相当額の差分で回収されるべき費用について、光サービス卸	〇 本研究会においては、今般整備された情報提	
の運営に係るコスト及び卸先事業者の支援に係るコストであるとの報告が	示義務について、「協議の円滑化に資する事項」	
なされていますが、その内訳金額が明らかではなく、その差分が妥当である	としてどのような情報の範囲を規定すべきか	
ことの説明が十分になされていないこと	などの検討を進めていくとともに、NTT東日	
・ 卸料金に占める光サービス卸の運営に係るコスト及び卸先事業者の支援に	本・西日本による今後の検証結果を丁寧に確認	
係るコストの割合及び接続料相当額もNTT東西殿で異なることから、両社で	していくことが適当と考えます。	
コスト構造が異なると思われますが、卸料金が同水準であることに対する理		
由の説明がなされていないこと		
・ 卸料金の減少率に対し、1ユーザあたり接続料相当額の減少率の方が大きく、		
連動性が見られないが、その点に対する詳細な説明がなされていないこと		
【地域情報化電気通信事業者協議会】		
○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本		無
殿」「NTT西日本殿」)による光サービス卸の検証結果については、卸料金の透明性		
の担保のためにもより詳細な説明が必要と考えます。		
具体的には、卸料金と接続料相当額との差額が、卸料金に対してNTT東日本殿		
は概ね4割程度、NTT西日本殿は概ね3割程度と約1割の差があるが、その差		
分が卸料金に反映されていない理由が不明であること、また接続料相当額と卸料		
金の連動性ついて、より詳細な説明を要望いたします。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】		
○ 光サービス卸は2022年3月末時点で、全国のFTTH契約数3,667万のうち、約44.4%		無

意見	考え方	修正の 有無
(1,629万契約)*と約半数を締めており、光サービス卸の卸料金がFTTH市場に与える影響は大きく、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果が重要な意味を持ちます。 一方、第52回研究会(2022年1月31日)で、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」と言います。)より報告された検証結果について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書(案)」(以下、「本報告書案」と言います。)において「一定の透明性の担保に寄与したものと考えられる」と評価されているところ、卸料金の適正性に関し以下のような疑問も残るなどNTT東西殿の説明が必要十分な内容になっているとは言い難いため、より詳細な説明が必要であると考えます。 ① 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づくその他の検証において、卸料金と接続料相当額の差分で回収されるべき費用については、その割合が増しているところ、その内訳金額が明らかになっておらず、費目毎の妥当性が明らかではないこと。 ② NTT東西殿の1ユーザあたり接続料相当額で1割程度の差があるとされ、また、卸料金と接続料相当額の差分で回収されるべき費用について東西で差が生じているとの説明がないにもかかわらず、NTT東西殿の卸料金が同額設定となっており、コスト差分が生じていながら卸料金が同額となる検証結果を妥当とする十分な説明がなされてないこと。 *「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和3年度第4四半期(3月末))」別紙参照		
意見11	考え方11	
● 趣旨に賛同。		
● ただし、卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には競争状況、市場価格な		
どを考慮して決定されていることは、卸料金の妥当性の評価を難しくしていると		
考えられる。そもそもの問題は、接続による代替性が不十分なことが発端で、ガ イドラインに基づく検証とあわせて、接続による利用を可能にしていくことが必		
イトラインに基づく検証とのわせて、接続による利用を可能にしていくことか必要。		
〇 趣旨に賛同します。	〇 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の 有無
○ ただし、卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には競争状況、市場価格などを考慮して決定されていることは、「3. 主な意見」において構成員からの指摘が紹介されているとおり、卸料金の妥当性の評価を難しくしていると考えられます。そもそも本件の問題は、接続による代替性が不十分なことが発端ですので、ガイドラインに基づく検証とあわせて、接続による利用を可能にしていくことが必要と考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	○ 卸料金の妥当性の評価については、今後、本研究会において、今般の制度整備の効果・影響も含めて検討を進めていくことが適当と考えます。	
意見12 <ul><li>● モバイル音声卸に関しては代替性評価を保留されたものと認識。速やかな代替性再評価の実施を要望。</li></ul>	考え方12	
〇 モバイル音声卸に関しては研究会第五次報告書(令和3年9月)において、「接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか」については、「現時点でプレフィックス自動付与機能が卸交渉の適正化に寄与しているか判断することは時期尚早であり、半年程度の判断期間を設けることが適当」とされ、代替性評価を保留されたものと認識しています。 既に、研究会第五次報告書の公表から10ヵ月程度の期間が経過し、また、各MNOの00XYプレフィクス自動付与機能の提供も開始されていることから、速やかな代替性再評価の実施を要望します。 なお、00XYプレフィクス自動付与機能については、第30回競争ルールの検証に関するWG(2022年5月11日)において、複数のMVNOから評価いただいているものと認識しています。  【ソフトバンク株式会社】	〇 モバイル音声卸に関する代替性評価については、プレフィックス自動付与機能に加え、IMS接続の実現に向けた課題解決状況等も踏まえつつ、早期に検証を行うことが適当と考えます。	無
2. 検証の結果		
意見13  ■ 卸料金に含まれる「卸料金」と「接続料相当額」の差分の費用項目には、すべての卸先事業者が負担する卸料金で回収すべきではない項目が含まれており、NTT東西が卸料金と接続料相当額の差分について妥当とした自己評価は疑義が生じる。  ■ 令和2年度の加入光ファイバに係る接続料は、平成29年度と比較して引下げが行われており、他の要素があったにしても当期間におけるコストの変動と卸料金	考え方13	

意見	考え方	修正の 有無
の関係をNTT東西において適当と自己評価したことについても疑義が生じる。		
○ 卸料金に含まれる「卸料金」と「接続料相当額」の差分の費用項目には、個別対応を依頼した卸先事業者のみに発生する業務や卸料金未納の事業者への対応等、すべての卸先事業者が負担する卸料金で回収すべきではない項目が含まれております。これらよりNTT東日本殿・西日本殿が卸料金と接続料相当額の差分について妥当とされた自己評価は疑義が生じると思われます。 ○ 令和2年度の加入光ファイバに係る接続料は、平成29年度と比較して、主端末回線部分についてNTT東日本殿は721円、NTT西日本殿においては795円引下げが行われており、他の要素があったにしても平成29年度~令和2年度におけるコストの変動と卸料金の関係をNTT東日本殿・西日本殿において適当と自己評価されたことについても疑義が生じると思われます。 【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】	○ 指定卸役務の提供の際に必要となる営業費として原価への算入が認められるかどうかについては、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」において「卸先事業者が当該コストにより直接的に便益を享受しているかどうかの基準に照らして個別に判断するもの」とされており、全ての卸先事業者が均一に便益を享受していないことなどをもって、直ちに原価への算入が不適切と判断されるものではないと考えます。 ○ 御意見の後段については、考え方10のとおりて	無
4. 考え方	です。	
意見14  ● 光サービス卸の卸料金は、光サービス卸の運営に係るコストやパートナーの支援に係るコスト等、接続料相当額以外のコスト要素もあるため、接続料相当額の変動に応じてリニアに増減させることにはならないと考える。 ● 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」及び「時系列検証」の実施・報告についても、引き続き丁寧に対応していく。	考え方14	
○ 当社はこれまで光サービス卸の提供を開始して以降、約7年間で3度にわたり自主的に値下げを実施しているところであり、引き続き不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の追加値下げ等を通じ、光コラボをより使いやすいものにしていくことで光サービスの需要を喚起し、パートナーの皆様と共に成長を図っていく考えです。 ○ なお、光サービス卸の卸料金は、光サービス卸の運営に係るコストやパートナーの支援に係るコスト等、接続料相当額以外のコスト要素もあるため、接続料相当額の変動に応じてリニアに増減させることにはならないと考えます。	O NTT東日本・西日本においては、本報告書 案及び本報告書案に対する意見等を踏まえ、卸 料金とコストの関係も含め、「指定設備卸役務 の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証結果について、総務省に対して十 分な説明を行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
O また、当社は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」及び「時系列検証」の実施・報告についても、引き続き丁寧に対応していく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
	<b>孝</b> ≥ ★15	
意見15  ■ 検証により一定の透明性の担保に寄与したという考えには賛同。 ■ しかしながら、卸料金の引下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向が続くと考えられるため、NTT東西における検証をさらに透明性を高めて継続的に実施し、卸料金と接続料相当額が適正な関係になるよう追加的な施策の検討を要望。	考え方15	
○ 今回の検証により一定の透明性の担保に寄与したという考えには賛同します。しかしながら、卸料金の引下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向が続くと考えられるため、NTT東日本・西日本における検証をさらに透明性を高めて継続的に実施し、卸料金と接続料相当額が適正な関係になるよう追加的な施策の検討をお願いします。 【ビッグローブ株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 「しかしながら」以下の御要望については、 今般改正に係る制度を導入しつつ、その後の指 定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等 の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更 なる措置について検討することが適当と考え ます。	無
意見16	考え方16	
● 卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要であると考える。この点、自らリスクを取って設備投資を行っている自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考える。		
○ モバイル通信分野とは異なり、固定通信の分野では卸先事業者、接続事業者に加え、自己設置事業者が存在し、この三者によって公正な競争環境が機能しております。今般、卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われていますが、光サービス卸につきましては、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないこ	O 指定電気通信設備については、他の事業者の 事業展開上、不可欠性や交渉上の優位性を有す ることから、「接続」に関するルールにより、他 事業者が当該設備を利用する際の条件等に関 する適正性、公平性、透明性等の担保が図られ てきたところです。	無

意見	考え方	修正の
思見とが重要であると考えます。この点、自らリスクを取って設備投資を行っている NTT東西殿も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考えます。 【株式会社オプテージ】	写え方  ○ 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件により、「接続」が利用可能であれば、指定事業者以外の電気通信事業者は自らの判断で指定電気通信設備の利用方式を選択可能である一方、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事	有無
	業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないこととなります。  ○ このため、本検証においては、卸役務と接続の代替性を検証することにより、適正な卸役務の交渉が期待できるかという点を評価しているものです。  ○ したがって、御意見にある指定事業者以外の	
	自己設置事業者の状況自体は、本検証の直接の評価基準とはなりませんが、今後の継続的な検証に当たっては、引き続き、市場における競争環境も踏まえながら、検証や検討を行うことが適当と考えます。	
意見17  ● 卸料金について今後も継続的に引下げが行われない場合には、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていくことが懸念され、接続料と連動した卸料金の引下げが行われることが必要と考える。	考え方17	
○ 卸料金について今後も継続的に引下げが行われない場合には、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていくことが懸念され、接続料と連動した卸料金の引下げが行われることが必要と思われます。 【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】	○ 今般改正に係る制度を導入しつつ、その後の 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化 等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて 更なる措置について検討することが適当と考 えます。	無
意見18	考え方18	

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>● 趣旨に賛同。</li> <li>● 卸料金は接続料に比較し数パーセントの下げ幅にとどまっており、今後本研究会にて卸料金の妥当性が適切に検証されるよう要望。また監督官庁の指摘が無ければ見直しが行われなかったことを鑑みれば、接続料の引き下げに関する一定の規律も必要な時期が来ていると考える。</li> </ul>		
<ul> <li>○ 趣旨に賛同します。</li> <li>○ 卸料金は接続料に比較し数パーセントの下げ幅にとどまっており、その引き下げ開始もこの研究会で指摘されてからになります。今後本研究会にて卸料金の妥当性が適切に検証されるよう要望します。また監督官庁の指摘が無ければ見直しが行われなかったことを鑑みれば、接続料の引き下げに関する一定の規律も必要な時期が来ているのではないかと考えます。</li> <li>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</li> </ul>	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今般改正に係る制度を導入しつつ、その後の 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化 等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて 更なる措置について検討することが適当と考 えます。	無

#### ・第3章 接続料等と利用者料金の関係の検証

意見	考え方	修正の 有無
2. 携帯電話料金と接続料等の関係の検証		
意見19	考え方19	
● MVNOの視点に立ってスタックテスト対象サービス・プランを決定すること		
について賛成。		
● モバイル市場における変化の速度に柔軟に即応できる制度実装についても引		
き続き検討することを要望。		
○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
当協会MVNO委員会が2021年1月に提出した「イコールフッティングの確保のため	〇 携帯電話料金と接続料等の関係の検証(モバ	
の緊急措置の実施要望に関する要望書」に対して、携帯電話料金と接続料等の関	イルスタックテスト)の実施に当たっては、総	
係について検討いただき、データ接続料の更なる低廉化が図られる等、MNOとMVNO	務省において、具体的な実施手法等を定めた指	
が同じ条件で公正に競争するためのイコールフッティングの確保を進めていた	<b>針等を策定することが適当と考えますが、その</b>	
だいたことについて感謝申し上げます。	際には関係事業者の意見を聴取しつつ検討を	
移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させ	行うことが適当と考えます。	
ることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNO		
と品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考		
えます。		
総務省殿においては本報告書案に記載の通り、携帯電話料金と接続料等の関係の		
検証の目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証す		
ることであることから、接続等を用いて競争することになるMVNOの視点に立った		
対象サービス・プランの決定に加え、モバイル市場における変化の速度に柔軟に		
即応できる制度上の実装(ガイドライン等)についても引き続きご検討頂くよう		
お願いいたします。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
○ 移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービ		無
スの多様化が実現されてきました。この公正競争を実現するためには、MNOとMVNO		
のイコールフッティングの観点から、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ		
接続料の水準が適正であることが、極めて重要であると考えており、移動通信分		
野の競争状況等を踏まえてスタックテストの実施手法を検討することが適当と		
いう本報告書の考え方に賛同いたします。		

意見	考え方	修正の 有無
○ 携帯電話料金と接続料等の関係の検証について、その目的が第二種指定電気通		
信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することである点を踏まえると、接続なるとのできます。		
続等を用いて競争することになるMVNOの視点に立って対象を決定することは、		
MNOとMVNOのイコールフッティングの確保に資するものと考えることから本報告 書案の考え方に賛同いたします。		
音楽の考え方に真向いたします。   ○ 特に、MNOの廉価プランやサブブランド、および昨今の新プランの登場など、今		
〇 特に、MNOの廉価フランやサフノラント、および呼号の新フランの登場など、ラー 後もMVNOの料金プランと近接されるものが想定されますが、モバイル市場におけ		
後もWVNOの料金フランと妊接されるものが思定されますが、モバイル市場における変化の速度を踏まえ、スタックテストの対象プランやスタックテストの実施タ		
る変化の速度を踏まれ、ペメックテストの対象ノブンやペメックテストの実施メ   イミングについて、柔軟に対応いただける制度等をご検討頂くようお願いいたし		
イミングに りいて、条款に対応いただけ る制度等をご検討頂くようの願いいたします。		
より。   【株式会社オプテージ】		
意見20	考え方20	
● スタックテストについて、検証対象とするサービス・プランの選定にあたっ	3767520	
ては、当該サービス・プランによりどのような課題が顕在化しているのかにつ		
いて、定量的に示すべき。また、MVNOからの要望が単なる将来的なリスク		
や可能性といった定性的なものとなっていないか、MNOの意見も踏まえ、検		
証の必要性を精査すべき。		
● MNOでは将来原価方式導入や接続料の算定根拠報告の詳細化等、規制対応稼		
働が年々増加しており、検証対象サービス・料金プランは必要最小限とすべき。		
○ モバイル市場は通信料金のみで差異化できる範囲が縮小している中、利用者	〇 モバイルスタックテストの検証対象は、MN	無
利便の向上や市場の発展に向けては、5G時代の柔軟な料金設定やMVNO等との自	Oが現に提供しているサービス・料金プラン	
由な連携による新たな付加価値競争を後押しする政策が重要と考えます。	(以下「サービス等」という。) であって、MV	
〇 スタックテストを実施する場合においても、検証対象とするサービス・プラ	NOが現に提供しているサービス等と同等の	
ンの選定にあたっては、MNOの提供する同等のサービス・料金プランが、競争に	もののうち、MVNO(その関連団体を含む。)	
対して具体的にどのような影響を与え、どのような課題が顕在化しているのか	から具体的な課題に基づく要望があり、かつ、	
について、MVNOがMNPにおけるポートアウト数等を用いて定量的に示すべきと考	有識者会合においてその要望に合理性が認め	
えます。また、MVNOからの要望が単なる将来的なリスクや可能性といった定性	られたものとすることが適当と考えます。	
的なものとなっていないか、接続料研究会においてMNOの意見も踏まえ、検証の	〇 MVNO(その関連団体を含む。)が行う要望	
必要性を精査すべきと考えます。	の具体性や、有識者会合における合理性の検証	
〇 また、当社を含むMNOは、将来原価方式導入や接続料の算定根拠報告の詳細化	に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつ	

意見	考え方	修正の 有無
等、規制対応稼働が年々増加しております。接続料に係る算定作業や届出手続き等への影響を与えないよう、検証対象サービス・料金プランは必要最小限とすべきと考えます。	つ、検討を行うことが適当と考えます。	
・ ・ ・		
意見21	考え方21	
<ul><li>■ スタックテストの具体的な実施手法等を定めた指針等を策定する際には以下</li></ul>	<b>3.072</b> =.	
を明示的に記載するよう要望。		
① 原則として年1回、都度MVNO(その関連団体を含む)から具体的な課題		
に基づき検証対象とすべき旨の要望を受け、研究会の場でその合理性を検討		
したうえで検証対象を決定すること		
② 新サービス・プランの追加等への対応についても、①に記載のプロセスを踏		
まえて検証対象を決定すること		
■ スタックテストの検証対象について、「MVNO(その関連団体を含む。)か		
ら具体的な課題に基づき検証対象とすべき旨の要望が寄せられ、かつ、本研究		
会の議論を経てその要望に合理性があるものと認められたものとすることが適		
当」とする本報告書案に賛同。		
〇 本報告書案の趣旨について以下の通り理解しており、今後、具体的な実施手法	〇 賛同の御意見として承ります。本報告書案の	無
等を定めた指針等(以下、「指針」と言います。)を策定する際には明示的に記載	趣旨については、御理解のとおりです。	
するよう要望します。	〇 MVNO(その関連団体を含む。)が行う要望	
① 原則として年1回、都度MVNO(その関連団体を含む)から具体的な課題に基	の具体性や、有識者会合における合理性の検証	
づき検証対象とすべき旨の要望を受け、研究会の場でその合理性を検討した	に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつつ、	
うえで検証対象を決定すること	検討を行うことが適当と考えます。	
② 新サービス・プランの追加等への対応についても、①に記載のプロセスを踏		
まえて検証対象を決定すること		
〇 スタックテストの検証対象について、「MVNO(その関連団体を含む。)から具		
体的な課題に基づき検証対象とすべき旨の要望が寄せられ、かつ、本研究会の		
議論を経てその要望に合理性があるものと認められたものとすることが適当」		
とする本報告書案に賛同します。		
なお、指針策定にあたっては、MVNOの要望に関する合理性有無の判断基準につ		
いて、MNOの意見も踏まえたうえで明確化することを要望します。		

意見	考え方	修正の 有無
【ソフトバンク株式会社】		
意見22  ■ スタックテストは、網羅的に全てのプランを検証対象とするのではなく、報告書案のとおり、MVNOからMNOと同等のプラン提供ができない等具体的な課題に基づく要望があり、その要望に合理性があるものについてのみ検証を実施すべき。 一般的な採算管理の考え方に照らせば、データ通信容量のカテゴリ単位で顧客営業・宣伝を行うケースは想定されないことから、一つの料金プランをカテゴリ単位に切り分けて検証することは妥当ではないと考える。  ○ 検証対象は規制・行政手続コスト削減の観点から、網羅的に全てのプランを検	考え方22 O モバイルスタックテストの検証対象は、MN	無
証対象とするのではなく、報告書案のとおり、MVNOからMNOと同等のプラン提供ができない等具体的な課題に基づく要望があり、その要望に合理性があるものについてのみ検証を実施すべきと考えます。 料金プラン別に検証を実施する場合においては、一般的な採算管理の考え方に照らせば、データ通信容量のカテゴリ単位(例えば、一つの料金プランについて、利用データ通信容量や購入トッピング容量等に応じて小容量、中容量、大容量といった形でさらに細分化した単位)で顧客営業・宣伝を行うケースは想定されないことから、一つの料金プランをカテゴリ単位に切り分けて検証することは妥当ではないと考えます。  【KDDI株式会社】	○が現に提供しているサービス等であって、M ∨N○が現に提供しているサービス等と同等 のもののうち、M∨N○(その関連団体を含 む。)から具体的な課題に基づく要望があり、か っても、有識者会合においてその要望に合理性があると認められたものとすることが適当と考えます。 ○ M∨N○(その関連団体を含む。)が行う要望 の具体性や、有識者会合における合理性の検証 に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつ つ、検討を行うことが適当と考えます。なお、 モバイルスタックテストは、接続料等の水準の 妥当性を確認するために検証するものである ことを踏まえれば、MN○の採算管理の都合に より、検証の単位が規定されることは適当でな いと考えます。	
意見23  ● モバイル分野の規律について、競争状況等を踏まえ移動通信分野のスタックテストの実施手法が固定通信分野のスタックテストの実施手法より厳しくなることも十分にあり得る点について、賛成。	考え方23	

意見	考え方	修正の 有無
○ 加えて、スタックテストについては、接続や卸役務への種々の事前規制の適正性のバロメーターとなる事後規制的な政策ツールとして相互補完的に作用することが期待されるところ、移動通信分野へのスタックテストの導入に向けては、移動通信分野の特性を踏まえた制度設計が必要であると考えることから、本報告書において、下記の通り特に踏み込んだ内容としてお示しいただいた考え方について賛同するとともに、深く感謝申し上げます。 ・ モバイル分野の規律について、競争状況等を踏まえ移動通信分野のスタックテストの実施手法が固定通信分野のスタックテストの実施手法より厳しくなることも十分にあり得る。	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見24  ● 報告書案において整理された内容は、移動通信分野におけるスタックテストの検証方法について、モバイル市場の競争状況等を踏まえて検討されたものと理解。  ● 指針策定にあたっては、MVNOの要望に関する合理性有無の判断基準について、MNOの意見も踏まえたうえで明確化することを要望。(一者)  ● 今後の指針策定に向けては、固定通信分野・移動通信分野における評価すべき競争市場の単位、サービス・プランの定義及びそれぞれのスタックテストの実施意義を議論のうえ、明確に整理して記載すべき。(一者)  ● 研究会において、「移動通信分野のスタックテストの実施手法について、固定通信分野のスタックテストの形に闇雲に当てはめ」たり、「モバイル市場に係る規律は固定通信市場に係る規律より厳しくなってはならないといった固定観念により規律の軽重を検討すること」を求めたりするような主張・議論はなかったと認識。(一者)	考え方24	
○ 本報告書案は、「設備の不可欠性(ボトルネック性)」に基づく第一種指定電 気通信設備制度と、「電波の有限過少性により新規参入が困難な寡占市場におい て、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力」 に基づく第二種指定電気通信設備制度との規制内容の差分は前提としつつ、最 終的に固定通信分野・移動通信分野の競争状況を踏まえて整理されたものと認 識しています。	〇 モバイルスタックテストの実施に当たっては、総務省において、具体的な実施手法等を定めた指針等を策定することが適当と考えますが、その際には関係事業者の意見を聴取しつつ、移動通信分野の市場状況を踏まえた適切な検討を行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
一方で、スタックテスト検証の目的である「小売料金に比した接続料の妥当性		
検証」を効果的に遂行するには、現状のみならず将来の競争市場において生じ		
得る状況も踏まえた上で、評価する競争市場の単位を見定めることが重要と考		
えます。		
しかしながら、これまでの研究会の議論では、固定通信分野・移動通信分野		
それぞれの競争市場において評価すべき競争市場の単位はどうあるべきか、サ		
ービス区分をどう定義すべきか、固定通信市場と移動通信市場との構造上の違		
いが存在し得るか、といった議論は尽くされていません。		
また、競争ルールの検証に関する報告書2022 (案) (2022年7月19日) におい		
て、 「各々の事業者が、一部利用例においてコストを賄えない料金プランを設		
計することは一般的に想定し得るものである。価格圧搾の問題を含め小売料金		
が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に当たって		
は、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等		
を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当」とされております。		
今後の指針策定に向けては、固定通信分野・移動通信分野における評価すべき		
競争市場の単位、サービス・プランの定義及びそれぞれのスタックテストの実		
施意義を議論のうえ、明確に整理して記載すべきと考えます。		
○ 研究会において、「移動通信分野のスタックテストの実施手法について、固定		
通信分野のスタックテストの形に闇雲に当てはめ」たり、「モバイル市場に係る		
規律は固定通信市場に係る規律より厳しくなってはならないといった固定観念		
により規律の軽重を検討すること」を求めたりするような主張・議論はなかっ		
たと認識しています。		
前述の通り、固定通信分野・移動通信分野それぞれの競争市場において評価		
すべき競争市場の単位はどうあるべきか、サービス区分をどう定義すべきか、		
固定通信市場と移動通信市場との構造上の違いが存在しうるか、といった議		
論・検討を行うことが重要と考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
〇 報告書案において整理された内容は、移動通信分野におけるスタックテストの		無
検証方法について、モバイル市場の競争状況等を踏まえて検討されたものと理解		
しています。		

意見	考え方	修正の 有無
なお、第一種及び第二種指定電気通信設備制度に関して、第一種指定電気通信		
設備制度における規制根拠は「設備の不可欠性、ボトルネック性」であり、第二		
種指定電気通信設備制度における規制根拠は「電波の有限希少性により新規参入		
が困難な寡占市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する交渉上の		
優位性」に基づいた設備制度であると認識しています。		
また、過去の総務省資料『「接続ルールの見直しについて」第一次答申(2000年12		
月21日付)』においては、以下の考え方が記されています。		
・「不可欠設備」に係るルールは、現行制度上のものであり、「市場支配力」を有		
する事業者に関するルールは、法改正によって新たに設ける制度となる。これ		
ら2つの制度の関係については、「不可欠設備」を有する事業者は「市場支配		
カ」を有する事業者の中でも、とりわけボトルネックを有する者として特別な		
地位にあることから、「不可欠設備」に係るルールが、一般の支配的事業者に関		
するルールに加えて適用されるという関係にある。		
上述の第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の規制根		
拠の違いや、両者における規制に対するこれまでの考え方を踏まえれば、現行制		
度における不可欠設備である第一種指定電気通信設備に対する規制と第一種指		
定設備以外の設備に対する規制には、その内容に差が設けられており、とりわけ		
不可欠設備に係る規制については、その設備の性質上特別な地位にあることを踏		
まえたものになっているものと理解しております。		
【KDDI株式会社】		
意見25	考え方25	
● 当該検証はあくまで料金を対象とするものと認識。		
○ 「MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検	O モバイルスタックテストの趣旨は、「MNO	無
証することが適当」(P40L1・L16) とされていますが、当該検証はあくまで料金を	の小売料金」と「MVNOがMNOに支払う接	
対象とするものと認識しております。	続料や卸料金、その他小売料金で回収するコス	
【楽天モバイル株式会社】	ト」を比較し、MNOの利用者料金と接続料等	
	の関係を検証することであると考えます。	
意見26	考え方26	
● データ接続料について共通的な考え方を用いるという本報告書案の考え方に		
賛同。		

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>         □ 冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限されており、急激なトラヒック変動等において、MNO各社のサービスと品質に大きな違いが生じている状況。</li> <li>         □ 接続料の計算式に用いられる設備容量の上限値は、常に設備容量の上限値が最大占有帯域を上回っていることが必要。MNO各社の設備容量の設定が適切かどうか、総務省において確認することを要望。</li> </ul>		
○ データ接続料に関して、MVNOの接続料の契約形態がMNOごとに異なることはない点を勘案し、共通的な考え方を用いるという本報告書の考え方に賛同いたします。 ○ また、MNOとMVNOの間には、急激なトラフィック変動等におけるネットワークの可用性について差が生じているのではないかと考えております。冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上限帯域は現在の接続料では収支上の限界が存在するため、実際にMVNOは昼間等の混雑時は頭打ちとなって速度が遅くなる等、MNO各社のサービスと品質に大きな違いが生じている状況です。 ○ そのような実態を踏まえますと、計算式に用いられる設備容量の上限値については、常に設備容量の上限値が最大占有帯域を上回っていることが必要であると考えます。設備容量の上限値の定義について、MNO各社で考え方が異なる可能性はありますので、設備容量の上限値が最大占有帯域を下回るような設定となっていないか、総務省殿には確認いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	<ul><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li><li>○ モバイルスタックテストの対象になったサービス等については、各社において適切な検証がなされたかどうか、総務省において確認を行うことが適当と考えます。</li></ul>	無
意見27  ● 音声接続料について、個々のMVNOによって契約数の規模に違いがあることを踏まえ、契約数だけでなくMVNO数を勘案することが適当。また、今後実施予定である代替性検証にて代替性があると確認できた場合は、音声接続料の基本料として、モバイル音声卸の基本料ではなく音声接続料を採用することが妥当。	考え方27	
○ 音声接続料について、MVNOのプレフィックス自動付与機能等接続への移行が基準について、契約数の50%以上が基準とされていますが、個々のMVNOによって契約数の規模に違いがあることを踏まえ、契約数だけで判断するのではなくMVNO数	○ モバイルスタックテストにおいては、検証対象のサービス等の提供に要するコストを可能な限り実態に即して、正確に把握することが必	有

意見	考え方	修正の 有無
を勘案することが適当と考えます。例えば、契約数の50%以上または契約MVN0数の50%以上を証明した場合には、接続への移行が進んでいると判断すべきと考えます。 また、本検証が利用者料金と接続料の関係を確認するという目的であることを踏まえれば、今後実施予定である代替性検証にて代替性があると確認できた場合においては、料金等の提供条件について接続約款において広く一般に公表されている「接続」を用いることが適当であり、音声基本料において音声接続料を採用することが妥当であると考えます。  【KDDI株式会社】	要であり、提供実態に即した計上が適当と考えます。  〇 上記趣旨を明確化するため、本報告書案を一部修正することとします。 〇 また、モバイル音声卸に接続との代替性が確認された場合においては、モバイル音声卸による契約数が50%以上であっても音声基本料において音声接続料を採用することが適当と考えます。	
意見28	考え方28	
● MNOの意向ではなくMVNOが自らの判断により音声接続若しくは卸役務		
のいずれかを選択できる状況において「MVNOのプレフィックス自動付与機能		
等接続への移行が進んでいること(契約数の50%以上)」を算定方法の採用基準		
とする意図が明確には示されていないため、本件について、十分な意見交換を要望。		
=。 なお、仮に上記のように整理された場合においても、詳細な運用方法等について		
は、関係事業者間の協議の中で定められるものと認識。		
○ MNOの意向ではなくMVNOが自らの判断により音声接続若しくは卸役務のいずれ	〇 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありま	無
かを選択できる状況において「MVNOのプレフィックス自動付与機能等接続への移	せんが、モバイルスタックテストの実施に当た	
行が進んでいること(契約数の50%以上)」(P41L4)を算定方法の採用基準とする	っては、総務省において、具体的な実施手法等	
意図が明確には示されていないため、本件について、関係事業者間での十分な意	を定めた指針等を策定することが適当と考え	
見交換を要望します。	ますが、その際には関係事業者の意見を聴取し	
なお、仮に上記のように整理された場合においても、	つつ、移動通信分野の市場状況を踏まえた適切	
イ) 「MNOが、MVNOのプレフィックス自動付与機能等接続への移行が進んでい	な検討を行うことが適当と考えます。	
ること(契約数の50%以上)を証明した場合」(同上)の詳細な運用方法、		
ロ) (様々な料金体系においてNDAを前提に卸金額が合意されていることを踏		
まえると、)「実際に卸先事業者に提供している基本料を平均した金額」		
(P41L8) の具体的な取扱い方法等		
については、関係事業者間の協議の中で定められるものと認識しております。		
【楽天モバイル株式会社】		

意見	考え方	修正の 有無
意見29  ● プレフィクス自動付与機能は、接続とは異なり、第四次報告書においても「モバイル音声卸」の接続との代替性はなしと評価されている。<音声接続料>の項目の趣旨は何か。	考え方29	
○ プレフィクス自動付与機能は、接続とは異なるものであり、第四次報告書においても「モバイル音声卸」の接続との代替性はなしと評価されているところ、左記 (※) の項目の趣旨について、説明をいただければと存じます。  (事務局注:第3章 2. (3)「・MNOが、MVNOのプレフィクス自動付与機能等接続への移行が進んでいること (契約数の50%以上)を証明した場合には、①基本料として音声接続料、通話料として音声接続料に一人当たりの平均通話時間を乗じた料金額をそれぞれ採用し、MNOが当該証明ができない場合には、②基本料としてモバイル音声卸の基本料 (実際に卸先事業者に提供している基本料を平均した金額)、通話料として音声接続料に一人当たりの平均通話時間を乗じた金額をそれぞれ採用することが適当である。」)  【日本通信株式会社】	<ul> <li>○ モバイルスタックテストにおいては、検証対象のサービス等の提供に要するコストを可能な限り実態に即して、正確に把握することが必要であるため、音声サービスを提供する際のコストについても、提供実態に即した計上が適当と考えます。</li> <li>○ なお、音声の接続については、プレフィックス自動付与機能のほか、今後実現が想定されるIMS接続を想定しています。</li> </ul>	無
意見30  ■ 営業費相当額について、本報告書案に賛成。 ■ MNOにおいて、サブブランドや廉価プランの宣伝費をメインブランドで負担する場合等を想定し、総務省においてMNOの宣伝費が適切に計上されているかどうか注視すべき。(一者)	考え方30	
○ 加えて、スタックテストについては、接続や卸役務への種々の事前規制の適正性のバロメーターとなる事後規制的な政策ツールとして相互補完的に作用することが期待されるところ、移動通信分野へのスタックテストの導入に向けては、移動通信分野の特性を踏まえた制度設計が必要であると考えることから、本報告書において、下記の通り特に踏み込んだ内容としてお示しいただいた考え方について賛同するとともに、深く感謝申し上げます。 ・ 営業費相当額について、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用も計上することが適当である。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の 有無
○ 移動通信分野におけるスタックテストの検討においては移動通信分野の特性 を踏まえることが重要であると考えるところ、営業費相当額についての本報告書 の考え方に賛同いたします。	○ モバイルスタックテストの対象になったサービス等については、各社において適切な検証がなされたかどうか、総務省において確認を行	無
〇 この点、MVNOが低コストでの営業方法の工夫を図っている中、サブブランドや 廉価プランは高価格帯のメインブランドと同様の広告、多数の店舗販売を行う	うことが適当と考えます。	
等、宣伝費の使い方に大きな差がある状況と想定されることから、仮にサブブランドや廉価プランの宣伝費をメインブランドで負担している場合等は、MNOと		
MVNO間のイコールフッティングが確保されていないおそれがあると考えており		
ますため、MNOの宣伝費が適切に計上されているか総務省殿には引き続き注視いただきたいと考えます。		
【株式会社オプテージ】		
意見31	考え方31	
<ul><li>■ 営業費相当額について、固定通信分野・移動通信分野で共通の考え方での整理がされたことについて賛同。</li></ul>		
一方で、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用について、検証においては、事業者の自由な営業活動を過度に制限することのない配慮が必要。		
● また、現行の固定通信分野におけるスタックテスト同様、「事業者から価格圧		
搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠 を示す」ことで、不当競争性が無いと評価するよう、指針策定に向けて議論す		
でかり」ことで、か当成事性が無いと計画するよう、相対東定に同じて議論すべき。		
● オンライン専用プランと店頭販売プラン等で、それぞれの性質に基づき発生する営業費を考慮のうえ、区別した営業費相当額の基準を設定することが必要。		
〇 スタックテスト検証における営業費相当額の基準設定について、固定通信分	〇 御意見として承ります。	無
野・移動通信分野で共通の考え方での整理がされたことについて、賛同しま	モバイルスタックテストの実施に当たっては、	
す。	総務省において、具体的な実施手法等を定めた	
一方で、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店 等)」に係る費用はサービス立ち上がり期に限らず、各社の事業的・戦略的判断	指針等を策定することが適当と考えますが、その際には関係事業者の意見を聴取しつつ、移動	
でコントロールされる性質の費用であり、スタックテスト検証においては、事	通信分野の市場状況を踏まえた適切な検討を	
業者の自由な営業活動を過度に制限することのない配慮が必要と考えます。	行うことが適当と考えます。	

意見	考え方	修正の 有無
また、現行の固定通信分野におけるスタックテスト同様、利用者料金収入と提供に必要な設備費用の総額の差分が、基準値たる営業費相当額を下回っていた場合でも、「事業者から価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を示す」ことで、不当競争性が無いと評価するよう、指針策定に向けて議論すべきと考えます。加えて、移動通信市場における営業費相当額の算定方法については、オンライン専用プランと店頭販売プラン等で、それぞれの性質に基づき発生する営業費を考慮のうえ、区別した営業費相当額の基準を設定することが必要と考えます。		
【ソフトバンク株式会社】         意見32	考え方32	
<ul><li>■ 5Gの展開や今後の新サービスの状況に応じ、「サービスの立ち上がり期」と 捉えるべき状況に変化することも考えられるため、適時適切に考え方の見直し を検討することが必要。</li></ul>	与た刀04	
○ 今後5Gの高度化等により新しいサービスが導入される場合、5Gの展開や今後の新サービスの状況によっては、「サービスの立ち上がり期」と捉えるべき状況に変化することも考えられるため、適時適切に考え方の見直しを検討することが必要と考えます。  【ソフトバンク株式会社】	〇 本報告書案のとおり、現状の携帯電話サービスにおいて、例えば4Gと5Gのサービスを別々の携帯会社と契約することはできず、実態として両者は一体のサービスとなっていることから、4G・5Gという単位でサービスとしてとらえることは適当ではなく、携帯電話サービスとして捉えることが適当と考えますが、検証を進める中で改善を要すると考えられる事項があった場合やモバイル市場の競争状況に変化が生じた場合等には、考え方の見直しを検討することが適当と考えます。	無
意見33  ■ 移動通信サービスと固定通信サービスのセット割については、「競争ルールの検証に関するWG」において、検証が実施されているため、「競争ルールの検証に関するWG」における検証と、移動通信分野におけるスタックテスト検証の整合性は確保されるべき。	考え方33	

意見	考え方	修正の 有無
〇 固定通信とのセット割は、「競争ルールの検証に関するWG」において、光サー	○ 固定通信と移動通信のセット割については、 御意見のとおり、「競争ルールの検証に関する	無
ビスに係る割引として検証されているため、仮に、本検証において固定通信と のセット割を考慮するとしても、「競争ルールの検証に関するWG」での検証内容	一脚息見のとおり、「競争ルールの検証に関する   WG」における検討との整合性を取ることが適	
と整合をとっていただきたいと考えます。	当と考えます。	
【株式会社NTTドコモ】		
○ 移動通信サービスと固定通信サービスのセット割については、競争ルールの		無
検証に関するWGにおいて、「MNO3社(NTTドコモ、ソフトバンク及びKDDI)が行		
うキャッシュバック等の契約締結等補助やモバイル契約とのセット割引が固定		
通信市場の競争に与える影響について検証」が行われており、第30回競争ルー		
ルの検証に関するWG (2022年5月11日) においても、固定通信サービスの原価・		
契約締結等補助と小売料金収入の比較による検証が実施されています。		
競争ルールの検証に関するWGにおける検証と、移動通信分野におけるスタック		
テスト検証の整合性は確保されるべきと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】         意見34	考え方34	
● スタックテストにおいては、家族割等と同様に、セット割サービスについても	75 7.73 04	
反映すべき。		
<ul><li>■ MNO各社が提供する割引サービスは多様だが、まずは固定通信や電気等の</li></ul>		
非通信サービスとのセット割のうち、「モバイルサービス基本料への割引額」を		
反映することが望ましい。		
〇 スタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を	〇 御意見として承ります。	無
比較することが重要でありますので、家族割等と同様に、セット割サービスにつ	〇 MVNOはMNOの割引後の料金と競争し	
いても反映するべきであると考えます。	ており、各種割引を考慮しない場合にはモバイ	
〇 この点、MNO各社が提供する割引サービスは多様ですが、まずは固定通信や電	ルスタックテストの検証の有効性を担保でき	
気等の非通信サービスとのセット割のうち、「モバイルサービス基本料への割引	ないことから、一人当たりの割引相当額を算出	
額」を対象として、利用者料金に回線数按分で1ユーザー当たりの割引相当額を	し、利用者料金から控除することが適当と考え	
反映いただくのが望ましいと考えます。	ます。また、セット割の取り扱いについては、	
【株式会社オプテージ】	その割引がどの程度携帯サービスに係るもの	
	なのか等、明確でない点があることから、引き	
	<b>続き検討することが適当と考えます。</b>	

意見	考え方	修正の 有無
3. 接続料と利用者料金の関係の検証(固定通信分野)		
意見35	考え方35	
● 固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、		
サービスをコストミニマムに維持していく「縮退フェーズ」に移行してい		
ることから、加入電話及びISDNはスタックテストの検証対象から直ち		
に除外することが適当と考える。		
● 一方、モバイル網を用いたOABJ-IP電話と加入電話との代替性に		
ついては、引き続き市場の競争環境や代替手段の普及状況を注視し、状況		
に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することの検討を要		
望。		
● フレッツ・ADSLについては、検証対象から除外することに賛同。		
動力を検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されて		
いる市場の規模やシェアなど、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべ		
き。フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANについては、市場		
の規模やシェアを踏まえると、現時点において不当な競争を引き起こす恐		
れがあるとまでは言えず、今回、検証対象に加えることは適当でないと考		
える。		
● 営業費相当額の基準値検討に用いる営業費の範囲について、引き続き顧		
客獲得費用を営業費の対象から除外すべきと考える。		
● CSR活動に係る営業費等自社サービス(それに付随するものを含む。)		
の提供を直接目的としない営業費を除外することについて賛同。		
● 現状、営業費相当額に含まれている回線管理運営費については、接続料		
相当額の一部として接続料側にも含めており、重複して反映されているこ		
とから、営業費相当額から除外することも採り得ると考える。		
(検証対象サービス・プランについて)	〇 「検証対象サービス・プランについて」のう	無
〇 今回、加入電話及びISDNについて「直ちに検討対象から除外するこ	ち、加入電話及びISDNについての御意見に	
とが不適当」とされたものの、当社としては、固定電話市場は既に顧客獲	ついては、本報告書案のとおり、「今なお競争事	
得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムに	業者が存在することから、直ちに検証対象から	
維持していく「縮退フェーズ」に移行していることから、加入電話及びⅠ	除外することは不適当」と考えますが、モバイ	
SDNはスタックテストの検証対象から直ちに除外することが適当と考え	ル網を用いたOABJ-IP電話の加入電話	

ます。

- 一方、モバイル網を用いた O A B J − I P電話と加入電話との代替性を 一定程度認め、「今後の状況を見定めて改めて検討することが適当」とされ たことについては、将来の除外に向けて一定の方向付けをいただいたもの と理解しており、引き続き市場の競争環境や代替手段の普及状況を注視 し、状況に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することを検 討いただきたいと考えます。
- フレッツ・ADSLについては、既にサービスの終了が決定しており、 検証対象から除外することに賛同します。
- スタックテストが不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的にしていることを踏まえると、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模やシェアなど、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。

フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANについては、市場の規模やシェアを踏まえると、現時点において、以下のとおり不当な競争を引き起こす恐れがあるとまでは言えず、今回、検証対象に加えることは適当でないと考えます。

- ・ フレッツ光ライトプラスは一部の低トラヒックユーザに対応するために東日本エリアのみで提供している補完的なメニューであり、検証対象となる小売の施設数は約3千回線<2021年度末時点>に過ぎないこと。
- ・ Interconnected WANは、ビジネスイーサワイドの後継となる広域イーサネットサービスであるが、広域イーサネットサービス市場において、NTT東日本・西日本の合計シェアはKDDI殿に次ぐ約3割であり、更にはInterconnected WANはその市場で提供されるサービスの1メニューに過ぎないこと。

(営業費相当額の範囲について)

○ 営業費相当額の基準値検討に用いる営業費の範囲について、顧客営業、

との代替性等、固定電話市場における競争状況の変化について見定め、加入電話及びISDN を引き続き検証の対象とすべきかについて、本研究会において今後改めて検討することが適当と考えます。

- 「検証対象サービス・プランについて」のうち、フレッツ・ADSLについての御意見は、 替同の御意見として承ります。
- 〇 「検証対象サービス・プランについて」のうち、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANについての御意見は、本報告書案のとおり、「将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供され、競争事業者が存在することから、検証の必要性が高いと認められ」ることから、サービスメニューごとのスタックテストの対象に追加することが適当と考えます。
- 「営業費相当額の範囲について」のうち、顧客獲得費用についての御意見は、本報告書案のとおり、現状のガイドラインの整理は、「『サービスの立ち上がり期等においては短期的なはった。とらわれずに営業費を支出することあり得る』という考え方に沿って、例外的に当該営業費を除外しているもの」であり、現在のスタックテスト対象のサービスについては、いずれも「『サービスの立ち上がり期』には該当せず、例外的に当該営業費を除外する必要性は認められない」ことから、当該営業費を対象とすることが適当と考えます。
- 「営業費相当額の範囲について」のうち、C

意見	考え方	修正の 有無
販売取次手数料、広告宣伝といった顧客獲得費用を除いた定常的な営業費相当額をもとに基準値を設定するとした現状のガイドラインの整理は一定の合理性があり、引き続き、顧客獲得費用を営業費の対象から除外すべきと考えます。  〇 CSR活動に係る営業費等自社サービス(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としない営業費を除外することについて賛同します。  〇 なお、今回営業費相当額の範囲の見直しを行うということであれば、現状、営業費相当額に含まれている回線管理運営費については、接続料相当額の一部として接続料側にも含めており、重複して反映されていることから、営業費相当額から除外することも採り得ると考えます。  【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	SR活動に係る営業費等自社サービスについての御意見は、賛同の御意見として承ります。 〇 「営業費相当額の範囲について」のうち、回線管理運営費についての御意見は、御意見のとおり接続料相当額と営業費相当額に重複して計上されているのであれば、総務省において平成30年度指針の改定を行う際、考慮することが適当と考えます。	
意見36  ● 特にNTT関連ブランドのみを広告する広告費に関しては中身を精査し、競合他社に不利な内容(不作為であったとしても)があるものについては営業費の範囲内とすべき。	考え方36	
○ 特にNTT関連ブランドのみを広告する広告費に関しては中身を精査し、競合他社に不利な内容(不作為であったとしても)があるものについては営業費の範囲内とするべきと考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	〇 御意見の観点については、総務省において平成30年度指針の改定を行う際、必要に応じて考慮することが適当と考えます。	無
意見37  ● 現行の検証対象であるサービスブランドや料金プランについては、サービス終了予定であるサービス・プランを除き、引き続き検証を実施すべき。また、第一種指定電気通信設備を用いたサービスが今後も新たに追加される可能性があるため、固定通信市場の競争環境への影響を考慮し、検証対象に追加するサービスブランドや料金プランの選定方法を予め定めておく必要がある。  ● サービスメニュー単位の検証においては営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料の差額を比較するという現行の検証方法が、本検証の目的に適うものであるのかどうか、議論・検討が必要。この点、固定通信市場においては、サービスメニュー単位での評価においても競争状況を勘案して、営業費を考慮した検証を実施するなど、現在の検証方法について見直すべき。	考え方37	

意見	考え方	修正の 有無
○ 現行の検証対象であるサービスブランドや料金プランについては、ボトルネック性・不可欠性を有する第一種指定電気通信設備における競争優位性・市場支配力の観点、および旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点を勘案し、サービス終了予定であるサービス・プランを除き、引き続き検証を実施すべきと考えます。また、第一種指定電気通信設備を用いたサービスが今後も新たに追加される可能性があるため、固定通信市場の競争環境への影響を考慮し、検証対象に追加するサービスブランドや料金プランの選定方法を予め定めておく必要があると考えます。	○ 検証対象の見直しについて、本報告書案の考え方に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象に追加するサービスブランド等の 選定方法や営業費の考慮要否に係る御意見に ついては、固定通信市場における競争の状況を 注視しつつ、現状のスタックテストの検証方法 の見直しを要する状況変化が見られれば、本研 究会において検討することが適当と考えます。	無
○ 現行の固定通信分野においては、過去の整理(※1)(※2)の結果、「サービスメニュー単位の検証方法については、営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料収入を比較する」という内容にて検証が実施されてきました。本検証は、「接続料等と利用者料金の関係における適正性を検証し、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを確認する」という目的であると理解しています。その目的に照らすと、「営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではない」という当初の考え方(※1)により、サービスメニュー単位の検証においては営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料の差額を比較するという現行の検証方法が、本検証の目的に適うものであるのかどうか、議論・検討が必要と考えます。		
この点、固定通信市場においては、例えば、FTTH市場では、競争事業者と東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社(以下、NTT東・西という)は戸建て向け・集合住宅に向け等で競争していることから、サービスメニュー単位での評価においても競争状況を勘案して、営業費を考慮した検証を実施するなど、現在の検証方法について見直すべきと考えます。 (※1)接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン(2012年7月27日) https://www.soumu.go.jp/main_content/000169484.pdf (※2)接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針(2018年9月) https://www.soumu.go.jp/main_content/000572696.pdf		

意見	考え方	修正の 有無
【KDDI株式会社】		

## ・第4章 モバイル接続料の適正性向上

意見	考え方	修正の 有無
2. 予測の算定方法		12711
意見38	考え方38	
● 本報告書案に賛同。		
● 二種指定事業者における情報開示に係る取組について、引き続き注視するよう 要望。		
● 検証可能性の確保等の観点から、必要に応じて算定方法についての精緻な聞き		
取りや、差異が生じた場合の原因の確認等を行うことが、接続料の適正性向上に		
おいて重要。(一者)		
● 二種指定事業者からMVNOに対する情報開示のさらなる充実が必要であり、		
開示情報がMVNOにとって利活用可能であるか等を具体的に検証することも		
有効。(一者)		
● 接続料について予測算定時と大きな状況変化が生じた場合等においては、MV		
NOからは知り得ない情報であるため、二種指定事業者からMVNOに対して適		
時かつ具体的な情報提供、情報開示が能動的になされているかについて総務省に		
おいても注視することを要望。(一者)		
● また、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合、速やかにM		
VNOへ情報提供を行うことは、MNOに比して事業規模の小さなMVNOにと		
っては事業運営上の観点から重要。総務省においては引き続き確認や検証を進め		
るとともに、適正性を確保する上で課題等が生じていることが確認された場合に		
は、速やかに解決に向けた取り組みを行うことを要望。(一者)		
〇 二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを適切に反映いただく	〇 賛同の御意見として承ります。	無
ことで、予測接続料の適正性向上に資する可能性があると考えますので、本報告	〇 MNOは予測値と実績値の差異及び予測値	
書案で示された考え方に賛同いたします。この点、検証可能性の確保、総務省殿	と予測値の差異についても、積極的に情報開示	
における再現を可能とする観点から、必要に応じて算定方法について精緻な聞き	を行うことが適当であり、さらに、社会的・経	
取ることや、差異が生じた場合の原因を確認することについても接続料の適正性	済的な影響の大きい不測の事態が起きた場合	
向上において重要であると考えます。	に限らず、平時であっても予測算定時に比べて	
また、MVNO自らの努力である程度の予想ができるようにする観点から、二種指定	状況変化が生じた場合には、必要に応じてMV	
事業者からMVNOに対し情報開示がなされていますが、二種指定事業者とMVNOの間	NOに対して速やかに情報提供することが望	
には情報の非対称性が存在することから、現状においても予測算定時との状況変	ましいと考えます。	

意見	考え方	修正の 有無
ではいたいではMVNOで判断に至ることができず、さらには状況変化により接続料にどの程度の差異が生じうるかをMVNOで予想することができないという状況に変わりはないものと認識しております。この点、二種指定事業者からMVNOに対する情報開示のさらなる充実が必要であり、開示情報がMVNOにとって利活用可能であるか等を具体的に検証いただくことも有効であると考えます。総務省殿においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。  【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】  ○ 移移動系通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現することが必要であり、このためには、MVNOにおける予見性のさらなる確保が重要であると考えます。  ○ そのため、第二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、接続料の適正性向上に資する可能性があると考えますので、本報告書案で示された考え方に賛同いたします。  ○ MNOとMVNO間のイコールフッティングの確保のために、MVNOにおける予見可能性を高めることは重要であると考えますので、MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、積極的にMVNOに情報開示を行うことが適当で	考え方  ○ 総務省において、事業者間協議が適正に行われているか、また接続に係る情報開示等の状況について、引き続き注視してくことが適当と考えます。	
あるという本報告書の考え方に賛同いたします。      この点、新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態を始めとした、接続料について予測算定時と大きな状況変化が生じた場合等においては、MVNOからは知り得ない情報であるため、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的な情報提供、情報開示が能動的になされているかについて総務省殿においても注視いただくようお願いいたします。      また、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合、速やかにMVNOへ情報提供を行うことは、MNOに比して事業規模の小さなMVNOにとっては事業運営上の観点から重要であると考えますので、総務省殿においては引き続き確認や検証を進めていただくとともに、適正性を確保する上で課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。      【株式会社オプテージ】		

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>意見39</li> <li>● 各費目の予測計算式のパラメータ設定における見込みの考え方については、具体的な説明方法を画一的に規定せず、事業者が可能な範囲で対応する形とすべき。</li> <li>● 当社はMVNOからの要望を踏まえ、算定根拠を基に情報提供を実施する考え。情報提供のタイミングや内容について、引き続き検討したい。</li> </ul>	考え方39	
<ul> <li>○ 各費目の予測計算式のパラメータ設定における見込みの考え方については、複合的な要因により結果が変動するものであり、前年度からの見込みの増減等を特定の理由を挙げて定量的に説明することは困難であると想定されるため、具体的な説明方法については画一的に規定せず、事業者が可能な範囲で対応する形とすべきと考えます。</li> <li>○ 当社はMVNOからの要望を踏まえ、算定根拠を基に情報提供を実施する考えです。</li> <li>なお、予測算定時に比べて状況変化が生じたか否かについては、算定を行うMNO側でも数字がある程度固まった段階でないと分からないものであるため、情報提供のタイミングや内容について、引き続き検討したいと考えます。</li> <li>【ソフトバンク株式会社】</li> </ul>	○ 見込みの考え方の報告は、具体的な説明方法を画一的に規定することを意図するものではなく、総務省において、各事業者において毎年度一貫した考えの下に予測が行われていることを確認するために必要なものと考えます。 ○ 総務省において、事業者間協議が適正に行われているか、また接続に係る情報開示等の状況について、引き続き注視してくことが適当と考えます。	無
3. 原価の適正性の確保		
意見40  ■ 本報告書案に賛同。 ■ 総務省にて各社の抽出プロセスや背景となる考え方を比較検証のうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行うことを要望。加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示されることを強く要望。	考え方40	
○ 原価算定の適正性向上のため、二種指定事業者各社において原価の抽出・配賦 に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが重要であると考えます ので本報告書案に賛同いたします。 総務省殿にて各社の抽出プロセスや背景となる考え方を比較検証いただいたう えで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行っていた だきたくお願いいたします。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省において、事業者間協議が適正に行われているか、また接続に係る情報開示等の状況について、引き続き注視してくことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
5. 需要の適正性の確保	± 5 ± 41	
	考え方41	
● 冗長分を含めたMNO各社のネットワーク構成は、各社の設備ポリシーや		
経営判断により異なるため、冗長分を含めた設備容量と最繁時トラヒックの		
比率に差異があることだけをもって、その妥当性を一概に判断できるもので		
はない。		
● モバイル市場は、熾烈な競争環境下にあり、適正な設備投資の観点で、		
設備容量が明らかに過大になることはないと考える。(二者)		
● MNOは、安定的なネットワークを提供するために、ネットワーク設備		
の冗長性を確保している。これにより、MVNOは、平時だけでなく設備		
の故障や災害時等においても利用者に対して通信サービスを継続的に提供		
することが可能であり、その便益を享受していることから、冗長分の設備		
費用については接続料原価に算入すべき。(一者)		
● 他方、帯域の冗長分は、あくまで災害時等における利用を前提としてお		
り、総トラヒックに影響するものではないため、設備容量と最繁時トラヒ		
ックの比率の確認は、平時に利用可能な設備分のみでよいと考える。(一 者)		
● 接続料算定に用いる需要と最繁時トラヒックのデータは、年間平均の値を採		
● 接続科昇足に用いる需要と取案時ドラピックのケータは、平间平均の値を採 用すべき。(一者)		
○ モバイル市場は、4MNO及びMVNOが存在する熾烈な競争環境下にあり、総	〇 冗長・予備設備については、接続料原価に設	無
8省「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」においても、	備費用として算入するものの、需要については	7117
2020年度調査以降、諸外国と比較して低い水準~中位の水準まで低廉化が	各社ごとの設備運用方針の下で一定の冗長分	
進んでいる状況です。このような競争環境下においては、いかにコストを	を除いた平時に利用可能な設備容量とするこ	
抑えながら高品質なネットワークを実現していくかがMNO各社の経営課題で	とが、MNO3社各社の共通の考え方であるこ	
あり、適正な設備投資の観点で、設備容量が明らかに過大になることはな	とを本研究会第五次報告書及び本報告書案で	
いと考えます。	在認しています。	
○ また、モバイルネットワークは、通話やインターネット利用に加え、金	○ 需要については、MNO3社各社ごとの設備	

意見	考え方	修正の 有無
融・決済サービス等様々なサービスで利用されており、日常生活や社会経済活動に必要不可欠な生活インフラにもなっている認識です。この点、MNOは、利用者利便を確保する観点から、安定的なネットワークを提供するために、ネットワーク設備の冗長性を確保しています。冗長性があることで平時の安定的な利用に加え、設備の故障や災害時等においても、MVNOは利用者に対して通信サービスを継続的に提供することが可能であり、その便益を享受していることから、冗長分の設備費用については接続料原価に算入すべきと考えます。  〇 他方、帯域の冗長分は、あくまで災害時等における利用を前提としており、冗長分があることで平時あるいは災害時等における総トラヒックが増えるものではないため、設備容量と最繁時トラヒックの比率の確認は、平時に利用可能な設備分のみでよく、災害時等での利用を想定した冗長分を含める必要はないと考えます。  〇 仮に冗長分を含めた設備容量を対象とする場合であっても、冗長分を含めた例に冗長分を含めた設備容量を対象とする場合であっても、冗長分を含めた例の各社のネットワーク構成は、各社の設備ポリシーや経営判断により異なるため、冗長分を含めた設備容量と最繁時トラヒックの比率に差異があることだけをもって、その妥当性を判断するべきではないと考えます。  【株式会社NTTドコモ】	運用方針次第で変動しうることから、MNO3社各社に設備運用方針を報告いただき、総務省においてその一貫性を含め恣意的な運用がなされていないことを確認することが適当と考えます。  〇 設備の冗長構成及び需要の算定方法がMNO3社各社の設備運用方針によいて設備容量があるとは認められませんが、適正な原価との関係において設備容量が明らかに過大となっていないかについては、設備の冗長構成及び需要の算定方法がMNO3社各社ごとに異なることから、総務省において、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの比率を複数年度に渡って確認しながら、状況を注視することが適当と考えます。	
○ 携帯サービスは国民生活において欠かすことができない社会インフラであり、また、昨今の状況からもネットワークを安全・安定的に提供することの重要性は日々増しています。こうした社会情勢等を背景に、各社は設備の冗長の在り方を含む設備構成(設備設計ポリシー)を検討し、サービスを安全・安定提供するために必要なネットワークの構築・運営等を実施していることから、行政において接続料算定の観点で設備運用方針の適正性を評価すること自体、適切性を欠いていると考えます。加えて、各MNOは、厳しい競争環境下において、いかに高品質なネットワークを低廉なコストで実現するかについて絶え間ない企業努力を行っていることから、過剰な設備容量となり得る無駄な投資を行う蓋然性もありません。以上のことから、各社の設備運用方針については、毎年度の接続料の届出において、報告・確認するような性質のものではないと考えます。	○ 設備運用方針の報告は、総務省においてその 内容の適正性を評価することを意図するもの ではなく、毎年度の接続料の届出において需要 の算定方法が一貫したものであるか、恣意的な 運用がなされていないかを確認するために必 要なものと考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
接続料算定の需要の観点では、通常時のトラヒックを賄えることが重要であり、当該観点で検証を行うのであれば現状の様式にて提出している接続料算定に用いる需要と最繁時トラヒックの関係性を経年で確認することが適当と考えます。加えて、上記検証については、昨年度の電気事業法施行規則の改正において様式が改定され、設備容量(算定に用いる需要)と最繁時トラヒックの関係性関係の検証が始まったところです。こうした検証の有効性も十分に検討できていない段階であることから、まずは現状のデータにおいて検証を行うべきと考えます。  ○ 接続料算定に用いる需要と最繁時トラヒックでデータの取得タイミングが異なると適切な検証にならないため、算定年度の実態を適切に反映するという観点でいずれも年間平均の値を採用すべきと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】 〇 冗長分を含めた設備容量について、MNO各社は、安定的なネットワークを提供することを目的に、冗長性を含めてネットワーク設備を構築しているものと考えます。この点、どのように設備構築を行っていくかについては各社の運用ポリシーによるところであり、原価との関係において設備容量と最繁時トラヒックの比率をもって設備容量が過大かどうかということは一概に判断できるものではないと考えます。 これまでどおり実トラヒックと需要の割合を経年で検証することで算定の一貫性について確認できるものと考えます。 【KDDI株式会社】	○ 冗長・予備設備については、接続料原価に設備用として参入するものの、需要については各社ごとの設備運用方針次第で変動しうることから、MNO3社各社に設備運用方針を報告いただき、総務省においてその一貫性を含め恣意的な運用がなされていないことを確認することが適当と考えます。	無
意見42  ■ MNOとMVNO間で需要の定義が異なる場合や、冗長設備に対する認識に相違がある場合は、MNOとMVNOのイコールフッティングが確保できていない恐れがある。特に、設備容量が明らかに過大となっていないか等、設備容量と需要が適正な関係となっているか、トラヒック実績も踏まえ、総務省において時系列を追って検証することを要望。  ■ MVNOがPOIを冗長化する際、冗長系に係る接続料の支払いが必要となることから、冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフッティングの確保には極めて重要であり、総務省において検証すること	考え方42	

意見	考え方	修正の
总兄 	考え刀 	有無
を要望。		
○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNOの間で公正かつ活発な競争	O 設備の冗長構成及び需要の算定方法がMN	無
が持続していくことが必要であり、そのためにはMNOとMVNOが同じ条件で公正に	O3社各社の設備運用方針によって異なるこ	
競争するためのイコールフッティングの確保が重要であると考えます。	と自体に直ちに問題があるとは認められませ	
本報告書案において、二種指定事業者各社の平時に利用可能な設備容量を需要	んが、適正な原価との関係において設備容量が	
とする考え方については事業者間で共通していることが確認された一方で、設	明らかに過大となっていないかについては、設	
備の冗長構成や需要の算定方法等については異なっていることが確認されてお	備の冗長構成及び需要の算定方法がMNO3	
ります。この点、需要の定義や冗長設備に関する考え方が二種指定事業者と	社各社ごとに異なることから、総務省におい	
MVNOで同等であるか否かについては、イコールフッティングの確保において非	て、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒッ	
常に大きな影響を与えるものと考えるため、総務省殿においては設備容量が明	クの比率を複数年度に渡って確認しながら、状	
らかに過大となっていないか等について、二種指定事業者各社の実態(例え	況を注視することが適当と考えます。	
ば、二種指定事業者の実需要とMVNOの契約帯域との合計がネットワークの総伝	〇 需要については、MNO3社各社ごとの設備	
送容量に占める割合等)を、時系列を追ってご確認頂き、その妥当性等を検証	運用方針次第で変動しうることから、MNO3	
いただくことを要望いたします。	社各社に設備運用方針を報告いただき、総務省	
また、需要の考え方について、二種指定事業者による本研究会でのプレゼン	においてその一貫性を含め恣意的な運用がな	
テーションによれば、設備運用方針等により一部の冗長系の設備を需要から除	されていないことを確認することが適当と考	
いていることが明らかになった一方で、MVNOについてはPOIを冗長化する際に、	えます。	
冗長系に係る接続料の支払いが必要となることから、冗長構成について平仄を		
合わせた考え方を採用することが、イコールフッティングの確保には極めて重		
要であると考えます。この点、二種指定事業者とMVNO間での冗長構成について		
の考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今		
後、特に重点的に検証いただくことを要望いたします。		
加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに		
開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
○ MVNOは回線容量に応じた接続料がサービス原価の大宗を占めているところ、		無
MNOとMVNO間で需要の定義が異なる場合や冗長設備に対する認識に相違がある場		
合は、MNOとMVNOとのイコールフッティングが確保できていないおそれがありま		
す。特に、設備容量と需要が適正な関係となっているか、トラフィック実績も踏		
まえて、確認することが重要だと考えます。		

意見	考え方	修正の
		有無
○ 特にサブブランドやオンライン専用プラン等の小容量・低価格サービスにおい		
ては、MVNOと価格帯が近いにも関わらず、常に高速な高品質サービスを提供され		
ているところ、設備容量と需要の適正性が確保されているか、総務省殿には引き		
続き検証いただくことを要望いたします。		
○ なお、MNO各社とも一定の冗長分を除いて需要が算定されているところ、MVNO		
がPOIを冗長化するに当たっては、冗長系に係る接続料の支払いが必要となるこ		
とから、冗長構成について平仄を合わせることが、イコールフッティングの確保		
には必要であると考えますので、総務省殿においては検証・確認いただくことを		
お願いいたします。		
【株式会社オプテージ】		

## ・第5章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放

意見	考え方	修正の 有無
3. 考え方		
意見43	考え方43	
● 本報告書案に賛同。		
● 公正な競争環境の確保及びSociety 5.0の実現のため、MNO各社が5G(S		
A方式)による高度なサービス・ソリューションを実現できる時期と同時期に、		
MVNOにおいても実現できることが重要。		
● しかし、現時点においては、標準化がまだである等の理由により、5 G ( S A		
方式)のMVNOによる利活用に向けた具体的な対応が進んでいるとは言い難い		
状況。		
● 総務省においてMNOとMVNO間の協議が適切に行われているか注視し、仮		
に問題が生じていることが確認されたときは速やかにその問題の解決に向け対		
応することを要望。		
● 卸協議が主流となっていくことが想定される5G(SA方式)においては、M		
NOにとってMVNOに対し積極的に5G(SA方式)の機能開放に取り組むイ		
ンセンティブが働きにくいものと考えられる。例えば、「MVNOに対する5G		
(SA方式)の機能開放に関する事業者間協議等に係る取組状況や、関係する標		
準化の早期進展に資する取り組みを電波割当ての際の審査項目とする」等といっ		
た制度的な方策も有効であると考える。		
○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。 -	〇 賛同の御意見として承ります。	無
移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0の基盤	〇 5G(SA方式)の協議は始まったばかりの	
となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点	ため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議	
から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けらない中、多数のMVNOが事業参入	の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間	
できるように、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を	のイコールフッティングを確保するため、総務	
利用することができるイコールフッティングの確保が必要不可欠であると考え	省において事業者間協議の状況を引き続き注	
ます。	視していくことが適当と考えます。	
5G(SA方式)においては、当協会MVNO委員会からはこれまで、目指す姿・ありたい		
姿を示し推進することで、MNO、MVNOそれぞれの検討や協議等にも寄与すると考		
え、「VMNO構想」を提唱して参りました。2021年3月から5月に開催されたMVNO委員		
会とMNO3社との事業者間協議以降、VMNOモデルを含む4類型5方式の5G(SA方式)に		

意見	考え方	修正の 有無
かかる機能開放については、 MVNO とMNO個社間の事業者間協議に委ねられてい		
るところですが、現時点においては、5G(SA方式)のMVNOによる利活用に向けた具		
体的な対応が進んでいるとは言い難い状況であると認識しております。		
この点、MNO各社が5G(SA方式)による高度なサービス・ソリューションを実現で		
きる時期と同時期に、MVNOにおいても実現できることが必要であると考えるとこ		
ろ、MNOとMVNOでサービス提供に差が生じた状態で5G(SA方式)を用いたサービス		
が提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興		
を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することとなると考え		
ます。		
この点、例えば「ライトVMNO」にてMVNOがスライスを利用するケースにおいて、		
スライスは事業者が他の事業者のサービスに影響されず利用者の希望する通信		
品質で通信サービスの提供ができるところが特色であるところ、協議の結果次第 </td <td></td> <td></td>		
ではMVNOへの提供スライスが一つに制限され、MVNOは他のMVNOから常に影響を受		
けることになるばかりか、利用者の希望する通信品質でのサービス提供ができな		
いということになりかねません。これに対し、仮にMNOがMVNOと別のスライスを		
用いてサービスを提供することになれば、MNOはMVNOからの影響を受けず、かつ		
利用者の希望する通信品質でのサービス提供が可能となり、イコールフッティン		
グが担保されている状態ではありません。		
このような状況が生じうることを踏まえつつ、総務省殿においてはMNOとMVNO間		
の協議が適切に行われているか注視し、仮に問題が生じていることが確認された		
ときは速やかにその問題の解決に向け対応いただくことを要望いたします。		
この他、卸協議が主流となっていくことが想定される5G(SA方式)においては、		
MNOにとりMVNOに対し積極的に5G(SA方式)の機能開放に取り組むインセンティブ		
が働きにくいものと考えられますので、例えば、「MVNOに対する5G(SA方式)の機		
能開放に関する事業者間協議等に係る取組状況や、関係する標準化の早期進展に		
資する取り組みを電波割当ての際の審査項目とする」等といった制度的な方策も		
有効であると考えます。		
また、技術的には、MVNOに対する5G(SA方式)の機能開放に関する技術標準化の早		
期実現が特に大きな課題となっていると考えられるため、総務省殿においては		
3GPPに対する早期標準化に向け有効な施策を検討いただくことを要望いたしま		

* B	#	修正の
意見	考え方	有無
す。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
○ 5G (SA方式) 時代においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ		無
複雑な機能群での利用が予想され、これまでの接続制度のみでは適正性や公平性		
確保の判断が難しくなる可能性が考えられます。この点、MNOからMVNOに卸役務		
による提供が想定されるところ、卸元事業者およびその関係事業者と、それ以外		
の事業者との間で、役務の内容・卸料金水準・技術条件等の同等性を確保した上		
で、MVNO側の検討期間を考慮した情報提供がなされることは公正競争環境の確保		
に重要であると考えますので、本報告書案に賛同いたします。		
○ 5G (SA方式) の特長を活かした多種で高度なサービスを用いてMNOとMVNOが互		
いに競争することが、利用者利便の更なる向上やSociety5.0の早期実現につなが		
るものと考えるところ、5G(SA方式)により飛躍的に強化・高度化されるネットワ		
一クの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもってMVNOが扱えるように		
なることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えます。この点、現状に		
おいてMNOが5G(SA方式)でのサービスを開始し始めている中、標準化がまだで		
ある等の理由により、MVNOへの5G(SA方式)機能提供が実現されておらず、この		
状況が長期化すれば、MVNOが淘汰され、移動系通信市場が再びMNOグループの協		
調的寡占となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利		
便を大きく損ねる可能性があると考えております。このため、今後も標準化に向		
けたスケジュールが見通せず、またその実現時期がMNOのサービス提供開始時期		
に比べて大幅に遅れる等、競争環境へ影響を及ぼすと想定される場合は、MNO各		
社の仕様を参考に事業者間協議を促進するなど、MVNOによる5G(SA方式)の実現		
に向けた施策等を検討いただくことを要望いたします。		
○ 加えて、①L3接続相当(サービス卸)以外の5G(SA方式)の機能開放について		
は、MNOにとっては積極的に取り組むインセンティブが働きにくいものと想定さ		
れますが、MVNOの利用を促進することは、国民の財産である周波数のより多様な		
利用を促進するものであり、また利用者利便に資する取り組みであると考えます		
ので、MVNOに対する5G(SA方式)の機能開放に係る取り組み促進等について、電		
波割当ての際の審査における重点評価に設定されることも有効であると考えま		
す。		

意見	考え方	修正の 有無
【株式会社オプテージ】		
<ul> <li>意見44</li> <li>適切なタイミングでMVNOへの情報提供を行うことができるよう検討を進める。</li> <li>L 2接続は、国際ローミング接続方式における標準化動向の議論を踏まえつつ、MVNO向けの接続形態として、MVNOが実現したいサービス提供イメージをMVNOにおいて具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要。(一者)</li> <li>フルVMNO(RANシェアリング)は、MVNOからの具体的な要望を聞いた上で、MNOとMVNO間で設備構築や機能提供における役割分担、想定される様々な課題等について基本的な認識合わせを進めていくことが必要。</li> <li>各MVNOにより要望等が異なることから、個社間の協議ベースで検討を進めたい。(一者)</li> </ul>	考え方44	
○ ライトVMNO (スライス卸/API開放) は、当社ユーザ向けサービスと同機能をL3接続相当と近しい提供形態でMVNOに提供する場合、サービス開始予定時期の約6ヶ月前から順次情報提供を行っていく考えです。また、サービス提供開始予定日、提供料金、その他の未確定の項目は、準備状況等により決定されるものであるため、6ヶ月前の情報提供が困難な場合がありますが、可能な限り早期に情報提供していく考えです。 ○ L2接続は、国際ローミング接続方式における標準化動向の議論を踏まえつつ、MVNO向けの接続形態として、MVNOが実現したいサービス提供イメージをMVNOにおいて具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要と考えます。 ○ フルVMNO(RANシェアリング)は、MVNOからの具体的な要望を聞いた上で、L2接続の提供に向けた議論とは異なり、MNOとMVNO間で設備構築や機能提供における役割分担等の基本的な認識合わせを進めていくことが必要と考えます。なお、認識合わせに当たっては、スライシング等の技術的な標準化動向や、MVNO向けの接続形態として、MVNOが考える実現イメージを踏まえつつ、MNOとMVNO間での無線リソースの有効活用及びトラヒック制御の適切	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 5G(SA方式)の協議は始まったばかりのため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保するため、総務省において事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
な実施等、想定される様々な課題についても議論が必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】		- free
〇 適切なタイミングでMVNOへの情報共有を行うことができるように検討を進める考えです。		無
本報告書案でも指摘のとおり、④フルVMNOについては、そもそも実現可能性から 議論が必要であると認識しています。また、MECについては、自社ユーザ向けサー	○ ④フルVMNOについては、MVNO側の具 体的な要望を踏まえた上で、MNO・MVNO	
ビスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で情報提供できるよう検討を行	間の認識合わせを進めていくことが望ましい	
う考えですが、MVNOのMECでのサービス提供イメージが定まらない状況であることから、まずはMVNOがMECを使ってどのようなサービスを提供したいのか、MNOに	と考えますが、過去に類似事例のない役務提供 であるため、団体としての協議が否定されるも	
提示いただいた上で具体的に検討を開始したいと考えます。	のではないと考えます。	
なお、各MVNOにより各提供形態に対する利用意向や要望が異なることから、個社 間の協議ベースで検討を進めたいと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見45	考え方45	
● NDA締結後であっても全ての情報について提示できるものではない状況に		
あることを踏まえつつ、今後ともMVNOに対して情報提供に努めていく所存。		
○ 自社ユーザ向けサービスに関する情報については、報告書案のとおり、競争 上の機密情報が含まれるため、情報提供が困難なものもあると考えます。その	<ul><li>O MVNO側へ情報提供するにあたっては、M VNO側が5G(SA方式)提供の具体的に検</li></ul>	無
ため、NDA締結後であっても全ての情報について提示できるものではないと理解	計する上で必要な情報を、MVNO側の検討期	
しております。そうした状況にあることを踏まえつつ、今後ともMVNOに対して	間を考慮して提供することが望ましいと考え	
情報提供に努めていく所存です。	ます。このため、競争上の機密情報等、サービ	
【KDDI株式会社】	スの提供予定日の6ヶ月前に提供が困難な情	
	報についても、可能な限り早期に情報提供を行	
	うことが望ましいと考えます。	
	〇 5G(SA方式)の協議は始まったばかりの	
	ため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議	
	の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間	
	のイコールフッティングを確保するため、総務	
	省において事業者間協議の状況を引き続き注	

意見	考え方	修正の 有無
	視していくことが適当と考えます。	

・第6章 NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討

意見	考え方	修正の 有無
2. GWRの利用中止費の算定方法について		
意見46  ■ GWRの接続料について、現行の算定方法を継続することが公平かつ適正な費用負担の実現や事業者の利便性確保の観点から望ましいと考え、「現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」とする点で本報告書案に賛同。	考え方46	
○ 当社は、GWRの接続料について、以下の理由により現行の算定方法を継続することが公平かつ適正な費用負担の実現や事業者の利便性確保の観点から望ましいと考えているところであり、「現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」とする点で本報告書案に賛同いたします。 ・ 事業者の要望に応じて多様な形態でPOIを利用されている実態を踏まえれば、GWR毎に発生した費用を当該GWRを利用する事業者が個別に負担する現行の算定方法が費用の発生の様態に応じた負担となる点で適切と考えられること ・ 現在、既にIPOE接続を行い接続料をご負担されている事業者から、事業者の要望に応じた増設が可能な現行の算定方法を継続してもらいたいとのご要望をいただいていること ・ 利用中止費の個別負担を取りやめる場合、当該利用中止費相当額の接続料原価への算入により、月額料金が上昇し、かえって新規参入の障壁となる可能性があること ・ 現に、直近3年間においても複数の事業者が新たにIPOE接続を開始されていること 「東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、NTT東日本・西日本及びVNE事業者等においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが適当と考えます。	無
意見47  ● GWRの利用中止費について、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないとする考え方に同意。 ● 「VNE要望べースの増設」の継続は高品質通信確保の観点から必須と考える。 ● また、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利	考え方47	

意見	考え方	修正の 有無
用料金としてVNE事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考える。  ● 単県POIの増設が完了したとしても、トラヒック増が継続している間は、GWRの増設・利用中止は発生するため、現行措置を維持すべきであると考える。		
○ 左記 <sup>(※)</sup> の部分について、同意します。 (事務局注:「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書 (案)」第6章2. GWRの利用中止費の算定方法について (2) 考え方)	〇 賛同の御意見として承ります。 〇 GWRの利用中止費の経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が落ち着く	無
〇 コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続出来たのは「VNE要望べースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。	ものと想定される令和7年を目途に、御意見の 観点も踏まえつつ、改めて本研究会において検 討することが適当と考えます。	
〇 また、自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金としてVNE事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上		
昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。 経済産業省・総務省による「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有 識者会合中間とりまとめ」においては、将来のトラフィック予測として 2021年5月時点の24Tbpsに対して、2031年5月時点では760Tbpsと今後10年		
で30倍に増加すると予測されています。 (https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001- 2.pdf)		
〇 単県POIの増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している限りGWRの増設・利用中止は発生するため、トラフィック増が継続している間は、VNE要望ベースでの増設と、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措置を維持すべきであると考えます。		
【一般社団法人IPoE協議会】		

意見	考え方	修正の 有無
意見48 ● GWRの利用中止費について、現時点において直ちに原則に戻すことは適当で	考え方48	
はないとする考え方に同意。		
● 将来においてもVNE事業者の要望ベースによる増設の継続はさらなるトラ ヒック増に伴う高品質通信確保の観点から必須と考える。		
● また、「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は		
適切と考える。利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の 利用料金としてVNE事業者全体に利用中止費用が転嫁されるため、利用料金が		
村用料金としてVNE事業有主体に利用中止負用が転嫁されるにめ、利用料金が 上昇し、エンドユーザへの負担増につながるだけでなく、VNE事業への新規参		
入障壁となる可能性があると考える。		
● 単県POIの増設完了後も、トラヒック増が考えられる期間で、現行措置を維持すべき。		
● なお、「特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すこと」が前提で		
はなく、当該の時点で検討の上、現行算定方式を含めた適切な判断が行われることを強く要望。		
○ 左記 <sup>(※)</sup> の部分について、同意します。		無
(事務局注:「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」第6章2. GWRの利用中止費	O GWRの利用中止費の経過措置を維持すべ	
の算定方法について (2) 考え方)	き特段の事情があるかについては、NTT東日	
	本・西日本による単県POIの増設が落ち着く	
〇 「各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった	ものと想定される令和7年を目途に、御意見の	
事情」により、コロナ禍を起因とした急激なトラヒック増の中においても、輻輳	観点も踏まえつつ、改めて本研究会において検	
のない高品質な通信を維持できたと考えております。将来においてもVNE事業者 の要望ベースによる増設の継続はさらなるトラヒック増に伴う高品質通信確保	討することが適当と考えます。   ○ なお、現行の算定方法はあくまで経過的な特	
の観点から必須と考えております。	例措置であることに鑑み、特段の事情が認めら	
また、VNE事業者個々の投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止し	れない限り、将来的には利用中止費の扱いが原	
た事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えておりま	則に戻ることを念頭に置き、NTT東日本・西	
す。	日本及びVNE事業者等においては、必要な対	
仮に、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金	応を検討していくことが適当と考えます。	
としてVNE事業者全体に利用中止費用が転嫁されるため、利用料金が上昇し、エ		
ンドユーザーへの負担増につながるだけでなく、VNE事業への参入を検討してい		

意見	考え方	修正の 有無
る事業者にとって新規参入障壁となる可能性があると考えております。		
単県POIの増設完了後も、トラフィックの変化伴う関門ルータの増設・利用中止		
が発生するため、トラフィック増が継続されると考えられる期間でのVNE事業者		
要望べースでの増設及び利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措		
置を維持すべきであると考えます。		
なお、「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があ		
るかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時		
点で原則に戻すことが適当である。」とされているが、「特段の事情が認められな		
い限り、その時点で原則に戻すこと」が前提ではなく、当該の時点で検討の上、		
現行算定方式を含めた適切な判断が行われることを強く望みます。		
【日本ネットワークイネイブラー株式会社】		
意見49	考え方49	
● 制度改正後に導入された装置については、直ちに経過措置の適用を認めない扱		
いとすべきであり、原則に戻すべき。その際、特段の事情にはIPoEのPOI		
の設置場所の追加工事などは含めるべきではないと考える。		
● 利用中止費もポート数による按分とすれば、中途で参入した事業者は利用期間		
が短いのに割高な利用中止費を支払うことになり、不公平と考える。GWRのよ		
うに複数の事業者が同一の機能を共用することが前提の装置は、接続料として利		
用期間に応じて負担する原則を徹底すべき。		
● また、どの I P o E事業者も利用している機能はほぼ同一であると思われるた		
め網改造料にはなじまないものであり、早急に網使用料として接続料とすべき。		
● 法令の趣旨からも、その在り方からも早急に接続料化する必要が有り、この状		
態が続くことはPPPoEの劣後を放置することに他ならないことから直ちに		
改善する必要性がある。		
● POIの増設を基準に「経過措置」とすべきかと判断するのは、適当ではない。		
期間を決めて接続料化するべきであり、必要であればそれまでに関係事業者がP		
OIの増設を行うことが利用者側からも求められる措置であると考える。		
○ 経過措置の解消が2025年までかかるとすると、せっかく省令改正で規定された	〇 本報告書案のとおり、GWRの利用中止費の	無
本来の競争の姿に是正されるまで、およそ7年がかかることになります。競争や	経過措置はあくまで経過的な特例措置である	
変化の激しい市場において7年は非常に長い期間であるため、少なくとも制度改	一方、「NTT東日本・西日本による単県POI	

意見	考え方	修正の 有無
正後に導入された装置については、直ちに経過措置の適用を認めない扱いとすべきであり、少なくとも令和7年以降は先延ばしをせず基本に戻すべきと考えます。その際、特段の事情にはIPoEのPOIの設置場所の追加工事などは含めるべきではないと考えます。  〇 既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則と異なる扱いを続けることは、制度の趣旨を骨抜きにするだけでなく、結果として、既存事業者の意見のみを反映し新規参入希望者の意見が排除されることになります。このようなことが起こること自体、研究会の議論などのプロセスを軽視し、公正競争や制度面での大きな問題になるものです。  〇 2021年~2022年に行われたGWRの更改では、接続事業者は1ポート当たり数百万円に上る利用中止費を負担したとみられます(2021年度、2022年度接続料改定の際の総務省説明資料それぞれp17、p19)。利用中止費もポート数による按分だとすれば、中途で参入した事業者は利用期間が短いのに割高な利用中止費を支払うことになり、不公平と考えます(短期間での更改が予想される場合、参入を差し控えるハードルにもなると思います)。GWRのように複数の事業者が同一の機能を共用することが前提の装置は、接続料として利用期間に応じて負担する原則を徹底すべきです。  〇 また、どのIPoE事業者も利用している機能はほぼ同一であると思われるため網改造料にはなじまないものであり、この点からも早急に網使用料として接続料とするべきと考えます。	の増設が続く状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況」であることを踏まえると、直ちに原則に戻すことは必当では、NTT東書者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないと考えます。 〇 当該経過措置の見直しについては、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当と考えます。	
<ul> <li>○ 左記の意見 (※) はPPPoEがIPoEに比べて様々な面で劣後していることを認めている証左です。</li> <li>(事務局注:「利用中止費の個別負担を取りやめる場合、当該利用中止費相当額の接続料原価への算入により、月額料金が上昇し、かえって新規参入の障壁となる可能性があること。現に、直近3年間においても複数の接続事業者が新たにIPoE接続を開始している。」)</li> <li>○ また、接続料化はその優位な体制を維持できなくなると主張しているのであって、本来PPPoEがIPoEに劣後しないことを条件に始めたサービスである大前提を大いに逸脱しており、早急に対処する必要があることをIPoE事業者自らが認めている。</li> </ul>		

いることにほかなりません。

意見	考え方	修正の 有無
よって、法令の趣旨からも、その在り方からも早急に接続料化する必要が有り、 従前からも主張しているように、この状態が続くことはPPPoEの劣後を放置する ことに他ならないことから直ちに改善する必要性があります。		
○ 現状で網改造料として認められているのであれば、今後NGNの後継網としてNTT が発表したIOWN構想において構築される網やその後のネットワークにおいても 同様の取扱が認められることになる可能性を残します。 早急に法令の趣旨にそうよう現状を是正しなければ法令の意味が無くなるので はないでしょうか。		
○ POIの増設を基準に「経過措置」とすべきかと判断するのでは、NTT東西殿その他の関係者によって工事の時期を任意に設定できるため適当ではないと思われます。むしろ期間を決めて接続料化するべきであり、必要であればそれまでに関係事業者がPOIの増設を行うことが利用者側からも求められる措置であると考えます。		
【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
3. 網終端装置の増設基準について		
意見50  ■ 「増設基準の一律緩和や、増設基準のセッション数からトラヒック基準への見直しを直ちに行う必要性は認められない」とする本報告書案に賛同。 ■ 引き続き、インターネット接続全体の状況や装置毎の帯域の使用状況、事業者から共有いただく具体的なお困りごとの状況等を確認し、帯域使用率の	考え方50	
高い網終端装置を利用する事業者へ解決策を個別に提案する等、必要な対応を行っていく考え。  ● また、今後JAIPAや他の関係事業者より、一定程度の網終端装置にお		
● また、今後3 A 1 P A や他の関係事業有より、一定程度の網終端装置におけるトラヒック等に関するデータが本研究会に提示された場合には、当社においても必要なデータを提示の上、課題解決に向けた議論が行えるよう対応していく考え。		
● 御指摘いただいたようなある事業者が必要としなくなった網終端装置を、 他の事業者が、その要望に基づいて利用できる仕組みの導入については、利		

意見	考え方	修正の
	777	有無
用事業者の御意見を頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を 確保した上で運用方法等について検討していく。		
○ 当社はこれまでも、インターネットトラヒックの状況や事業者のご要望を踏まえ、増設基準セッション数の引き下げ、トラヒックレポートシステム (TRS) の機能向上、自由に増設が可能となるメニューや地域事業者向けメニューの提供、10Gbpsの網終端装置の提供等に加え、事業者毎・都道府県毎の網終端装置の帯域使用率等の状況を注視し、帯域使用率の高い網終端装置をご利用の事業者へ網終端装置の増設等をご提案するなど、日頃より事業者と連携し、より円滑なインターネット環境の実現に向け取組んでいるところです。 ○ このような取組みを通して、現行の増設基準においても多くの事業者にて必要な帯域の確保が継続的になされており、帯域使用率が改善傾向にある状況や、上述の通り、これまで増設基準の見直し以外にも様々な取組みにより利便性の向上を図ってきたことを踏まえ、「増設基準の一律緩和や、増設基準のセッション数からトラヒック基準への見直しを直ちに行う必要性は認められない」とする本報告書案に賛同いたします。 ○ 当社としては、引き続き、インターネット接続全体の状況や装置毎の帯域の使用状況、事業者から共有いただく具体的なお困りごとの状況等を確認し、帯域使用率の高い網終端装置を利用する事業者へ解決策を個別に提案する等、必要な対応を行っていく考えです。これた場合には、当社においても必要な対応を行っているとに提示された場合には、当社においても必要な対応を行っているとに提示された場合には、当社においても必要な対応を行っているとに提示された場合には、当社においても必要な対応を行っているところです。ご指摘いただいたようなある事業者が必要としなくなった網終端装置を、他の事業者が、その要望に基づいて利用できる仕組みの導入については、新たな運用の実現可能性や費用の負担方法等について検討が必要であることから、利用事業者のご意見を頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保し	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本においては、本報告書案において、「個別の事業者、網終端装置のレースも存在している」、「既にNTT東日本が個別の事業者に提案している対策について、JAIPAから少なくともその一部を記しない声があがっている」等とされている。 ・ はい声があがっている」等とされていいででででででででででででででででででででででででででででででででででで	無

意見	考え方	修正の 有無
た上で運用方法等について検討していく考えです。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
意見51	考え方51	
● 本来、データは設備を管理しているNTT東西から積極的に出されるべきもの		
であって、NTT東西においても最大限協力頂けるようお願いしたい。		
● 網終端装置の輻輳は、総論的な平均グラフでは実態をつかむことができず、詳		
細かつ精緻なデータをもとに検証する必要がある。また、増設基準自体について		
も、個々のトラヒック(輻輳の発生可能性)をもとに策定する必要がある。		
● 網終端装置ごとのトラヒックや輻輳の状況などは、NTT東西が一元的にデー		
タを保有しているため、JAIPAの要請に基づいて個々の精緻なデータを検証		
できるよう、NTT東西の協力が不可欠である。また、ISP側で把握している		
輻輳の状況とNTT東西の網終端装置における状況がピーク時に一致しない原		
因について、双方で分析を行うことも必要と考える。		
● 個別の I S P から直接総務省に対し非公開のデータを提供できるよう検討・調		
整しており、それをもとに本研究会での議論につなげていただければと考える。		
なお、個別のISPのデータはJAIPA内でも共有できることが望ましく、N		
TT東西に対してNDA改定を要望。		
〇 本来、この手のデータは設備を管理しているNTT東西殿からもっと積極的に出	〇 セッション数は増設基準を満たさないにも	無
されるべきものであって、ユーザやISPに求められて出す性質のものではないと	かかわらずトラヒックが逼迫しているといっ	
考えます。	た問題が実際に生じているかについては、その	
最近になってISPもやっと出してくれる事業者が現れましたが、これまで事業者	具体的な状況を裏付けるデータ等がJAIP	
はNTT東西殿との関係悪化の懸念から、匿名であってもこの手のデータを出す事	Aから本研究会に示されて初めて、議論・判断	
が出来ませんでした。インターネットが普通になった今日においてもこのような	を行うことができる性質のものであることか	
状況では、日本国内の通信が安定して提供できる状態が維持できなくなります。	ら、個別の網終端装置の輻輳に関するデータに	
我々ISPも日本における通信の安定的な提供を目指したいと思いますので、NTT東	ついては、まずはJAIPAから本研究会に提	
西殿におかれても最大限協力頂けるようお願いしたいと思います。	示いただくことが適当と考えます。	
	○ 当該データの検証を行う際には、NTT東日	
○ 網終端装置の輻輳は、平均によって起こるものではなく、その時その時でのト	本・西日本においても、トラヒックレポートシ	
ラヒックが個々の装置の容量を超えたときに起こるものですので、総論的な平均	ステムを通じて把握した網終端装置ごとの帯	
グラフでは実態をつかむことができず、詳細かつ精緻なデータをもとに検証する	域使用率の推移を示すデータを本研究会に提	

意見	考え方	修正の 有無
必要があります。また、接続事業者は個々の装置の混雑状況をもとに増設の要望	出していただくなど、御意見の中で示されてい	
を持っているため、増設基準自体についても、個々のトラヒック(輻輳の発生可	るような懸念が生じないよう、本研究会におけ	
・ 能性)をもとに策定する必要があると考えます。	る検討に協力することが適当と考えます。	
○ p83において、「以下のような状況を裏付けるデータ等が、JAIPAから本研究会	〇 NDAに係る課題に関する御意見について	
に対して示されて初めて、議論・判断を行うことができる性質のものである。」と	は、NTT東日本・西日本において、JAIP	
の指摘がありましたが、あわせて「考え方<今後の検証>」にも言及されている	Aとの団体協議等を通してISP事業者の要	
ところではありますが、例えば網終端装置ごとのトラヒックや輻輳の状況など	望を丁寧に聞き取り、対応を検討することが適	
は、NTT東西殿が一元的にデータを保有しているため、NTT東西殿がJAIPAの要請	当と考えます。	
に基づいて個々の精緻なデータを検証できるよう、NTT東西殿の協力を求めるこ		
とが不可欠であることもご理解いただきたいと思います。		
また、ISP側で把握している輻輳の状況とNTT東西殿の網終端装置における状況が		
ピーク時に一致しない(NTT東西側で山が低いデータが示される)例が直近で確		
認されたことから、NTT東西殿の協力を得てこの違いが生じる原因について双方		
で分析を行うことも必要と考えます。		
○ 残念ながらNTT東西殿とISPとの接続約款に定めるNDA条項のため、現時点では		
ISPからJAIPAに対して網終端装置の輻輳状況について実データの提供が行えず、		
当協会から本研究会に対し実データをもとに状況の説明を行うことは困難です		
が、個別のISPから直接総務省殿に対し非公開のデータを提供できるよう検討・		
調整しており、それをもとに本研究会での議論につなげていただければと思いま		
す。		
なお、本来であれば、本来であれば、個別のISPのデータはJAIPA内でも共有でき		
ることが望ましく、NTT東西殿に対しては、それを実現するためのNDA改定を要望		
します。		
そもそもNTT東西殿からISPに対して追加増設の提案がなされるような課題であ		
りユーザの苦情に基づいてISPがNTT東西殿に対して増設を要求するような内容		
ではないと考えます。		
【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		

## ・第7章 加入光ファイバ等の提供遅延

意見	考え方	修正の 有無
2. 主な意見		
意見52	考え方52	
● 工事前の現地調査に時間がかかるという問題が卸及びフレッツ光において生		
じている。状況は極めて深刻であり引き続き早急な解決が求められると考える。		
〇 昨年発生したNTT西日本のシステム障害に伴う加入光ファイバ等の提供遅延の	〇 NTT東日本・西日本において、現地調査に	無
問題は解消に向かって動いている状況と認識していますが、新たに工事前の現地	関する御意見の観点も含め、手続及び設備検	
調査に時間がかかるという問題が卸及びフレッツ光において生じてきています。	討・構築の運用改善や開通リソースを最大限活	
当協会の会員に対して実施したアンケートでは、半数以上の事業者は光回線設置	用するための取組等、これまで同社が行ってき	
の現地調査が1か月以上かかり、更に実施までは2か月から4か月以上かかるもの	た取組について、より積極的に行うことが適当	
もあると回答しています。都道府県による差はあると思いますが、状況は極めて	と考えます。	
深刻であり引き続き早急な解決が求められると考えます。		
【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
3. 考え方	1.5.1.50	
意見53	考え方53	
(提供遅延の状況・利用者への影響について)		
● 開通までの期間短縮に向け、既に接続事業者との協議、受付システムの提		
供・機能拡充や稼働逼迫エリアへの稼働支援等に取り組んでいるところで、		
今後も、必要とされる情報を必要となるタイミングで接続事業者に提供する		
ことを含め、加入光ファイバ等の円滑な提供に積極的に取り組んでいく考え。		
(改善に向けた取組・要望等 (i)工事体制の確保・改善について)		
● 接続事業者の申込み時期及び申込みエリアの平準化に向けた計画的な対		
応を検討し取り組みを具体化いただけるよう、協議等を進めていく考え。		
● 開通工事に必要なスキルを持つ人員の採用・育成には、接続事業者からよ		
り精度の高い需要をいただく方法等について今後協議を進めつつ、稼働逼迫		
エリアへの稼働支援等を継続実施していく考え。		
(改善に向けた取組・要望等 (ii)接続事業者等・利用者への情報開示につ		
いて)		

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>● 今後さらに中間回答の充実を図ることを検討中であり、3週間以内に納期回答が出来ない申込みについて、遅延理由及び提供可能見込をシステムを通じて確実にお伝えし、接続事業者のお客様対応等に活用いただけるようにする考え。</li> <li>● 「エリア毎の逼迫状況」の事前提示については、エリアの直近の提供可能時期回答又は中間回答までの実績期間を提示することにより、当該エリアの逼迫状況を接続事業者が把握可能となるようにする考え。</li> <li>● 工事が長期化するパターンの明示については、標準的な納期の目安を明示することにより、接続事業者の利便性向上に資するよう、前向きに検討していく考え。</li> </ul>		
<ul> <li>● なお、情報開示に係る上記の取り組み案については、早期実現に向け、接続事業者の要望を踏まえて検討を進めているところ。</li> <li>(改善に向けた取組・要望等 (iii) その他について)</li> <li>● 申込みキャンセル抑制については、キャンセル理由を確認のうえ、接続事</li> </ul>		
業者にて対応を検討し取り組みを具体化いただけるよう、協議等を進めていく考え。  ● 運用効率化のため、申込み情報登録のシステム化を予定しており、今後も更なる効率的な運用に取り組んでいく考え。		
<ul> <li>東西の運用差異に係る御指摘については、接続事業者と協議等を通じて認識を合わせつつ、必要な改善について前向きに検討を進めていく考え。</li> <li>当社が遅延の原因である点を利用者へ説明できないと接続事業者から指摘のあった点については、今後協議で認識を合わせていく考え。</li> </ul>		· ·
(提供遅延の状況・利用者への影響について) ○ 接続料の算定に関する研究会(第57回)で述べたとおり、提供の長期化の主な要因としては、5Gエリアの拡大に伴う基地局展開やリモートワークの促進による申込み数及びアクセス工事の増加、申込み内容の不備等によるものであり、当社としてはそのような事情も踏まえたうえ、開通までの期間短縮に向け、既に接続事業者との協議、受付システムの提供・機能拡充や稼働逼迫エリアへの稼働支援等に取り組んでいるところです。	○ NTT東日本・西日本において、御意見で御提示いただいた姿勢に基づき、接続事業者等との協議を行い、最大限接続事業者側の利用者対応の事情に配慮しつつ、具体的な取組を進めることが適当と考えます。 ○ 当研究会においては、NTT東日本・西日本における上記の取組状況や、それを踏まえた接	無

意見	考え方	修正の 有無
○ 今後も、必要とされる情報を必要となるタイミングで接続事業者に提供することを含め、加入光ファイバ等の円滑な提供に積極的に取り組んでいく考えです。	続事業者等の対応状況について、事業者間協議 の進展状況も含め、フォローアップを着実に行 うことが必要であり、そのために、総務省から NTT東日本・西日本に必要な要請を行うこと	
(改善に向けた取組・要望等 (i)工事体制の確保・改善について)	が適当と考えます。	
〇 接続事業者の申込み時期及び申込みエリアの平準化が進めば、申込み受		
付及び工事が稼働分散されるため、リードタイムの短縮が期待されます。		
局内DF、コロケーション、基地局回線整備に係る加入DF等の接続事業者で		
調整ができるような申込みについて、当該接続事業者にて平準化に向けた		
計画的な対応を検討し取り組みを具体化いただけるよう、協議等を進めて いく考えです。		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
やコストがかかり、即時の工事リソース拡大は容易ではないことから、接		
続事業者からより精度の高い需要をいただく方法等について今後協議を進		
めつつ、稼働逼迫エリアへの稼働支援等を継続実施していく考えです。		
(改善に向けた取組・要望等 (ii)接続事業者等・利用者への情報開示について)		
〇 遅延発生時に遅延の理由や開通時期の見込み等を当社から能動的に接続		
事業者へ通知する対応については、現在も加入光ファイバでは、接続約款		
で規定されている3週間以内の納期回答ができない場合は原則、接続事業		
者向けのシステムを通じて見込み時期を中間回答としてお伝えし、個別の		
お問合せに対しても都度対応しているところです。今後さらに中間回答の		
充実を図ることを検討中であり、3週間以内に納期回答が出来ない申込み について、遅延期内及び提供可能見はたシスティを通じて確実にお与る		
について、遅延理由及び提供可能見込をシステムを通じて確実にお伝え し、接続事業者のお客様対応等に活用いただけるようにする考えです。		
○ 「エリア毎の逼迫状況」の事前提示については、申込み毎に設備状況等		
により提供納期は異なることから、エリアー律の情報提示はかえってお客		
様に混乱を招きかねないため、当社としてはエリアの直近の提供可能時期		
回答又は中間回答までの実績期間を提示することにより、当該エリアの逼		

意見	考え方	修正の 有無
迫状況を接続事業者が把握可能となるようにする考えです。		117111
<ul> <li>○ 工事が長期化するパターンの明示については、河川占用許可や道路占用 許可等の第三者からの回答待ちとなる当社のコントロール下にはない要素 が内在するものの、標準的な納期の目安を明示することにより、接続事業 者の利便性向上に資するよう、前向きに検討していく考えです。</li> <li>○ なお、情報開示に係る上記の取り組み案については、早期実現に向け、 6月下旬より接続事業者と協議を進めており、接続事業者の要望を踏まえ て検討を進めているところです。</li> </ul>		
(改善に向けた取組・要望等 (iii) その他について)		
○ 申込みキャンセル抑制については、当社が実施する申込み受付・設備検討・設備構築に係る無効稼働を抑制するため、キャンセル理由を確認のうえ、接続事業者にて対応を検討し取り組みを具体化いただけるよう、協議等を進めていく考えです。		
○ 運用効率化のためのシステム化については、人手を介したやりとりで発生している申込み情報不備による手戻りの削減に向けて、申込み情報登録のシステム化(住所及び緯度経度情報の受付システムへの登録)を2022年度内に予定しており、今後も更なる効率的な運用に取り組んでいく考えです。		
~。 ○ また、申込情報登録のシステム化ではカバーしきれない情報について		
も、接続事業者から過不足なく確実に提供いただけるよう、引き続き接続		
事業者と協議を進めていく考えです。 〇 東西の運用差異に係るご指摘については、接続事業者の利便性向上に資		
する合理的な運用となるように、接続事業者と協議等を通じて認識を合わ		
せつつ、必要な改善について前向きに検討を進めていく考えです。		
〇 当社が遅延の原因である点を利用者へ説明できないと接続事業者から指		
摘のあった点については、当社として接続事業者がお客様対応上必要となる。		
る情報の提示を禁止している事実はなく、既にご要望をいただいている接続事業者とは裏側気に対応方法を投議しています。今後の情報問示の取り		
続事業者とは事例毎に対応方法を協議しています。今後の情報開示の取り		

意見	考え方	修正の 有無
組みにより接続事業者の要望を満たすことができると考えており、今後協 議で認識を合わせていく考えです。		
<ul> <li>(取組のフォローアップ等について)</li> <li>○ 開通工事に必要なスキルを持つ人員の採用・育成には相応の期間やコストがかかることから工事リソース拡大は容易ではないものの、遅延状況の改善については、当社としては、受付システムの提供・機能拡充や稼働逼迫エリアへの稼働支援等へ取り組んでいき、需要に最大限対応していく考えです。</li> <li>○ 加えて、接続事業者においても申込み平準化、キャンセル抑制及び申込</li> </ul>		
み情報不備削減等の改善を図っていただけるよう、当社からお願いをしていく考えです。 〇 これら取り組みについて、引き続き接続事業者と協議を進めていく考えです。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	* - J.F.	
意見54  ● 方針に賛同。  ● 工事リードタイムや工事遅延情報等の提示内容、更新頻度がともに十分でなく、工事が円滑に進まない事例が散見されるので、引き続き接続事業者からの意見を聴取した上で、更なる情報の通知・開示を促進いただくことを希望。  ● NTT東西間の運用の差異等の解消に向けた取り組みが進むことを期待する。	考え方54	
〇 情報の通知や開示が必要なことに関して賛同します。	〇 賛同の御意見として承ります。 	無
<ul><li>○ 弊社においては、工事リードタイムや工事遅延情報等の提示内容、更新頻度がともに十分でなく、工事が円滑に進まない事例が散見されますので、引き続き接続事業者からの意見を聴取した上で、更なる情報の通知・開示を促進いただくことを希望します。</li><li>○ 方針に賛同します。</li></ul>		

意見	考え方	修正の 有無
○ 弊社としては、N T T 東日本・西日本間の運用の差異等の解消に向けた取り組みが進むことを期待いたします。		
【ビッグローブ株式会社】		
意見55  ■ 「提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要である。」とした点に賛同。 ■ 提供遅延に関する情報提供の改善は急務である。接続約款の例外に該当するとされたケースを含めて、原因等についての詳細をNTT東西より事業者に、定期的かつ詳細に情報提供いただくことが重要。 ■ 事業者への情報連携については、これまでよりも記載項目等の充実した納期回答用テンプレートの導入など、早期に実施可能な方法について検討し実施することが重要。	考え方55	
○ 「提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要である。」という点に賛同致します。ここ数年、NTT東西殿より提供されるダークファイバやコロケーションの工事にて提供遅延が発生し、事業者から提供するサービスにも遅れが出てお客様にご迷惑をお掛けするケースが常態化しており、情報提供の改善は急務であると考えます。接続制度を利用した電気通信役務では、お客様の利用される場所とNTT東西殿の通信局舎に設置した事業者の通信機器をそれぞれ繋ぎ、初めてサービス提供が可能となる事から、加入ダークファイバのみならず、局内ダークファイバ、コロケーションそれぞれで接続約款に即した適切な納期で設備提供がなされる事を役務提供の前提として、接続事業者はサービス競争を展開しております。しかし、お客様が想定される一般的な工事納期を超過するケースが発生した場合、事業者からお客様へ遅延の状況説明や、解消見込をお知らせする必要がございます。それがNTT東西殿の遅れに起因していた場合には事業者からはその詳細を把握する事は困難です。お客様にご納得頂ける説明を行うためには、接続約款の例外に該当するとされたケースを含めて、原因等についての詳細をNTT東西殿より事業者に、	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御意見のとおり、提供納期の遅延については、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題と承知しており、本報告書案のとおり、遅延発生時において遅延の理由や開通時期の見込み等をNTT東日本・西日本側から能動的に通知する仕組みの早期実現に向け、NTT東日本・西日本において、事業者間協議を通じて接続事業者等の要望を丁寧に聞き取りつつ、速やかに検討を進めることが適当と考えます。 ○ なお、先行して実施可能な取組から速やかに実現していくことは、状況の早期解消の観点から望ましいと考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
定期的かつ詳細に情報提供頂く事が重要となります。 今後の体制強化やDX等による抜本的な改善には時間を要する物もある可能 性もある事から、事業者への情報連携については、これまでよりも記載項 目等の充実した納期回答用テンプレートの導入など、早期に実施可能な方 法について検討し実施する事が重要と考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】		
意見56  ■ 「NTT東日本・西日本において、事業者間協議を通じて接続事業者等の要望を丁寧に聞き取りつつ、速やかに検討を進めることが適当」とした点に賛同。 ■ NTT東西には加入ダークファイバはもとより、局内ダークファイバ、コロケーションそれぞれについても速やかに検討を進めていただきたい。また、HP上の公開だけではなく、関係事業者へより詳細な情報を連携する等の運用改善も合わせて検討いただくことが適当。	考え方56	
○ 「NTT東日本・西日本において、事業者間協議を通じて接続事業者等の要望を丁寧に聞き取りつつ、速やかに検討を進めることが適当」 とされた点に賛同致します。 ○ NTT東西殿には加入ダークファイバはもとより、局内ダークファイバ、コロケーションそれぞれについても速やかに検討を進めて頂きたく存じます。また、HP上の公開だけではなく、関係事業者へより詳細な情報を連携する等の運用改善も合わせて検討頂く事が適当であると考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御意見のとおり、NTT東日本・西日本においては、局内ダークファイバやコロケーションを含め、接続事業者等・利用者への情報提供に係る検討・協議を速やかに進めていくことが適当と考えます。 ○ また、ホームページ上での公開が困難な情報であっても、接続事業者等やその利用者等において必須又は重要である情報については、関係事業者に限り開示するような運用についても、NTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。	無
意見57  ● 「特にNTT東日本・西日本においては、手続及び設備検討・構築の運用改善や開通リソースを最大限活用するための取組など、これまで同社が行ってきた取組について、より積極的に取り組むことが必要」とした点に	考え方57	

意見	考え方	修正の 有無
賛同。		
○ 「特にNTT東日本・西日本においては、手続及び設備検討・構築の運用改善や開通リソースを最大限活用するための取組など、これまで同社が行ってきた取組について、より積極的に取り組むことが必要」とされた点について賛同致します。 ○ 今後の5G拡大・6G時代も見据え、国の政策としてもデジタル田園都市構想や、ブロードバンドのユニバーサル化など進める中、情報通信インフラ需要は増える事はあっても大きく減るという事は考え辛い情勢と思われます。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本においては、「過去の遅延発生時のリソースの予実分析」、「数年先等も見据えた将来予測に基づく必要な体制強化」、特定エリアにおける抜本的な体制強化の観点も含め、検討・協議を進めていくことが適当と考えます。 ○ 接続事業者から需要予測等の情報提供については、NTT東日本・西日本における工事体制の確保・改善に重要なものであるところ、そうしたデータについて、接続事業者において「引き続き提供に協力」することは望ましいと考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
意見58  ■ 「NTT東日本エリア及びNTT西日本エリア間の遅延状況等の差異についても、併せて注視する必要がある」とした点に賛同。  ■ 西日本エリアの納期遵守率が低い一因として、運用フローの東西差異があると考える。「提供可能時期」までに事前工事が完了するNTT東日本の運用フローに、NTT西日本も早期に合わせることが納期改善に繋がるものと考える。	考え方58	
○ 「NTT東日本エリア及びNTT西日本エリア間の遅延状況等の差異についても、併せて注視する必要がある」 とされた点に賛同致します。 ○ 西日本エリアの納期遵守率が低い一因として、接続約款に基づく「提供可能時期」までに、西日本エリアでは、事前工事(サ総工事)が完了されない等、運用フローの東西差異があると考えます。 事前工事の調整方法においても、西日本エリアでは、NTT西日本殿のシステムを介さず、接続事業者自身がNTT西日本殿の工事会社と直接メールや電話などで行う必要がある事、さらにその工事会社の稼働状況が事業者側からは十分な閲覧や確認ができず、遅延状況が明示的に把握できないこと等が、その原因と思われます。 「提供可能時期」までに事前工事が完了するNTT東日本殿の運用フローに、NTT西日本殿も早期に合わせて頂く事が納期改善に繋がるものと考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見59	考え方59 O 賛同の御意見として承ります。	無
<ul> <li>○ 「う後フォローアックを実施してもこれらの状況に改善が見られない場合には、その要因を検証した上で、接続約款の変更も含めたさらなる対応を検討することが必要」との点に賛同致します。</li> <li>○ 引続き、総務省殿にて改善状況をご検証頂き、各遵守率等に回復の見込みが見られない場合には、約款改定も含めた次のアクションを検討する事が適当である</li> </ul>	<b>〇 東四の</b> 脚忌元 <b>こ</b> して <b>承</b> ります。	<del>////</del>

意見	考え方	修正の 有無
と考えます。 その際、接続を利用したサービス全体の実効性ある改善の為、加入ダークファイバのみならず、局内ダークファイバ、コロケーションそれぞれで検討が必要となると考えます。  【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】		
意見60  ■ 加入光ファイバ等の提供遅延要因となり得る事項について、NTT東西においては積極的に改善を検討し、接続事業者に対して取り組み状況を説明すべき。 ■ フォローアップについては接続事業者が関与できる仕組み作りが重要だと考える。NTT東西が改善結果や改善状況を接続事業者に説明し、意見交換する場を設ける等の対応も含めて検討すべきと考える。	考え方60	
<ul> <li>○ 第57回研究会(2022年4月25日)において当社が説明した以下事柄についても、加入光ファイバ等の提供遅延要因となり得ることから、NTT東西殿においては積極的に改善を検討し、接続事業者に対して取り組み状況を説明すべきと考えます。</li> <li>① コロケーションリソース・芯線枯渇の発生抑止</li> <li>② 当日事故付き・工事日延期の低減 具体的には、①については重要拠点でのリソースの確認スキームの構築、コロケーションの電力・スペース不足が生じている場合には今後のリソース改善計画について接続事業者も認識できる形での公表、②については当日事故付きの発生や工事日直前の延期を防ぐための情報管理の精度向上やプロセス漏れを確実に防ぐオペレーションの改善等の改善を検討すべきと考えます。</li> <li>○ 加入光ファイバ等の提供遅延により影響を受けるのは接続事業者であることから、フォローアップについては接続事業者が関与できる仕組み作りが重要だと考えます。</li> <li>具体的には、NTT東西殿が総務省殿に改善状況を報告するだけでなく、例えば改善結果や改善状況を接続事業者に説明し意見交換する場を設ける等の対応も含めて検討すべきと考えます。</li> <li>【ソフトバンク株式会社】</li> </ul>	○ NTT東日本・西日本においては、御意見のあった「コロケーションリソース・芯線枯渇の発生抑止」「当日事故付き・工事日延期の低減」の観点も含めて、提供遅延の解消に向けた検討を進めることが適当と考えます。 ○ 提供遅延の解消に係るフォローアップにおける「接続事業者が関与できる仕組み作り」について、総務省においては、要請を踏まえてNTT東日本・西日本から提出された報告内容を本研究会にも報告し、本研究会において、接続事業者等の意見も聴取しながら改善状況等の検証をすることが適当と考えます。	無
意見61	考え方61	

意見	考え方	修正の 有無
<ul> <li>● 趣旨に賛同。</li> <li>● 総務省の指導のもと、NTT東西において適宜改善が行われる運用となることを希望。また、利用者と接点を持つプロバイダが適切な対応を図れるよう、NTT東西は遅延の現状や見通しを公表し、広く顧客・国民に広報すべきと考える。</li> </ul>		
○ 趣旨に賛同します。「3. 考え方」にもある通り、固定ブロードバンドは国民の日常生活に必要不可欠なインフラであることから、例えば進学や就職、転居などで必要になったとき、申し込めばすぐに利用できることが重要です。総務省殿の指導の下、NTT東西殿において適宜改善が行われる運用となることを希望します。また、NTT西日本殿の障害で顧客不満が増大している現状に鑑み、利用者と接点を持つプロバイダが適切な対応を図れるよう、NTT東西殿は遅延の現状や見通しを公表し、広く顧客・国民に広報すべきと考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本における情報提供の検討においては、御意見の「遅延の現状や見通しを公表し、広く顧客・国民に広報」する方法も含め、利用者にとって重要な情報について、接続事業者等が適切な利用者対応が行えるような方策を検討することが適当と考えます。	無
<ul> <li>意見62</li> <li>● NTT東西における提供遅延の発生に加えて、接続事業者への情報提供不足等の早期の解消に向けた取り組みを実施することが重要であると考える。</li> <li>● 工事体制の確保・改善、事業者・利用者への情報開示、運用効率化のためのシステム化等について、NTT東西における早期の対応・検討を要望。なお、利用者への影響最小化の観点から、NTT東西における情報通知・開示の方法やシステム化等の運用フローにおける改善について、当社としても事業者間協議を通じてより効率的な運用方法となるよう努める。</li> <li>● 取組のフォローアップに関する考え方に賛同。</li> <li>● また、状況の改善が見られない場合においては、接続約款の変更等を含めた対応を検討する必要があると考える。</li> </ul>	考え方62	
○ 光ファイバは、固定ブロードバンドサービスの提供や5Gの普及促進に必要不可欠なものであり、社会インフラとしての重要性がますます高まっていると考えます。 当社は、NTT東・西より光ファイバ・コロケーション設備等の設備を調達し、基地局ネットワーク構築や固定ブロードバンドサービスの提供に利用しておりますが、NTT東・西における提供遅延の発生に加えて、接続事業者への情報提供不足等により、利用者への影響が発生している状況であることから、報告書案のとおり、	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 接続遅延の解消に係る協議・検討において、 接続事業者側からNTT東日本・西日本に対し て具体的な要望意見の提示を行うことは、早期 の問題解決に向けた進め方として望ましいと 考えます。その際、NTT東日本・西日本にお いては、接続事業者等の要望を丁寧に聞き取	無

意見	考え方	修正の 有無
早期の解消に向けた取り組みを実施することが重要であると考えます。	り、対応を積極的に検討することが適当と考え ます。	13 ////
○ NTT東・西の加入光ファイバ・コロケーション等の提供遅延および情報提供の不足により、多くのお客様をお待たせし、事業者からの適切なご案内ができない状況を踏まえ、お客様への早期サービス提供、および適時適切な案内の観点から、工事体制の確保・改善、事業者・利用者への情報開示、運用効率化のためのシステム化等について、NTT東・西における早期の対応・検討を要望いたします。なお、利用者への影響最小化の観点から、NTT東・西における情報通知・開示の方法やシステム化等の運用フローにおける改善について、当社としても具体的な要望意見の提示を行う等、事業者間協議を通じてより効率的な運用方法となるよう努めてまいります。	〇 また、本研究会においても、NTT東日本・西日本及び接続事業者等の事業者間協議の進展状況も含めて、着実なフォローアップを行い、状況に改善が見られない場合には、その要因を検証した上で、接続約款の変更も含めた更なる対応を検討することが適当と考えます。	
〇 状況改善に向けた取組を確実に実施いただくため、取組のフォローアップに関する左記 (※) 考え方に賛同いたします。 (事務局注:「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」第7章加入光ファイバ等の提供遅延3. 考え方)		
また、状況の改善が見られない場合においては、接続約款の変更等を含めた対応 を検討する必要があると考えます。		
【KDDI株式会社】		
意見63  ● 光卸に係る事業者間協議のプロセスの整備が進み、その円滑化が図られることを期待。NTT東西と各接続事業者とが協力することで、光サービスの提供遅延が解消されることを期待。	考え方63	
○ 当社としても、NTT東西殿のコラボレーションモデルを用いて光サービスの提供を行っているところであり、今回の整理を機に光卸に係る事業者間協議のプロセスの整備が進み、その円滑化が図られることを期待します。 ○ NTT東西殿と各接続事業者とが協力することで、光サービスの提供遅延が解消されることを期待します。	〇 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の 有無
【楽天モバイル株式会社】		

## その他

意見	考え方	修正の 有無
意見64	考え方64	
● 過剰ノルマで獲得した新規契約を捌ける工事業者のマンパワーも当然足りな		
いため、遅延が悪化する悪循環に陥っている。この事態の解消のためには詐欺を		
平然と行わせている「契約代理店」を徹底的に「潰す」のと「過剰ノルマを押し		
付けたソフトバンク、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の「経		
営陣」に責任を取らせる事が必要。		
〇(ソフトバンク、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「S	〇 本報告書案の内容と直接関係のない御意見	無
NC」という。)等)等から、NTT東日本・西日本の加入光ファイバ等の提供に	として承ります。	7113
遅延が生じている旨の意見が提出された。		
上記は嘘であり、異常とも思える新規加入者獲得目標の為に家主の許諾が必要な		
賃貸住宅への執拗でかつ事実を伝えない嘘による押し売り商法で新規契約をさ		
せたため、蓋を開けたら家主の許可が下りない、NTT東日本・西日本が通信用		
配管を調査したら1990年以前の古い配管で光ファイバーを通せないという事態		
が多発している。		
また、あまりにも新規勧誘を過剰ノルマを勧誘現場に押しつけた為、モラルが低		
下し詐欺を平然と行わせる下地ができている。		
過剰ノルマで獲得した新規契約を捌ける工事業者のマンパワーも当然足りない		
為、遅延が悪化する悪循環に陥っている。		
この事態の解消の為には詐欺を平然と行わせている「契約代理店」を徹底的に「潰		
す」のと「過剰ノルマを押し付けたソフトバンク、ソニーネットワークコミュニ		
ケーションズ株式会社の「経営陣」に責任を取らせる事が絶対に必要である。		
これ等は10年前にJ-COM等のCATV事業者が高齢者を狙い撃ちにして犯罪行為で		
CATV契約を獲得していた行為と同じである。		
このような恥ずかしい行為は「まともな商売」と呼べず、ヤクザの下っ端の半グ		
レがオレオレ詐欺やフィッシング詐欺をやっているのと同様の代物である。		
被害の中心が高齢者やネットに疎い層なのも良く似ている。		
CATV「執拗勧誘」に「詐欺」 「地デジ」相次ぐ混乱		

意見	考え方	修正の 有無
https://www.j-cast.com/2008/11/01029413.html?p=all		
【個人A】		
意見65	考え方65	
● 引込線転用を適用するコラボ・シェアド事業者の範囲は「原則全社必須」とす		
べき。		
〇 工事の迅速化には「FTTH工事における事業者間連携による工事削減の検討状	〇 引込線転用に係る検討については、引き続	無
況」にある引込み線工事を不要にすることで、事業者間移動に際する工事を屋外	き、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証	
のクロージャーのケーブル切り替えとONU取り換えのみで済ます事で、最小労力	に関するWG」において検討を進めることが適	
の短時間工事のみにする事で解決可能である。	当と考えます。	
引込線転用を適用するコラボ・シェアド事業者の範囲は任意とするか、全社必須		
とするか課題に挙げられているが、適正な競争促進と悪質代理店を放置している		
現状の責任を全てのMNO事業者に取らせるために「原則全社必須」とすべきであ		
<b>వ</b> 。		
工事が簡素化するのであればキャッシュバックで客を釣り、解約がし辛い事で加		
入後の著しく低レベルなサービス(SonetのNURO光・JCOMの様に5Mbpsを下回る低		
品質な状況)から解約しやすくすることで、悪質代理店とそれを黙認するMNO事		
業者の淘汰が進み、かえって通信業界の商習慣の健全化が図られる。		
実現にあたり各社で必要となるシステム開発費をどのように回収するかは光屋		
内配線工事費のシェアドアクセス方式の令和4年度工事費14,193円(東日本)、		
13,903円 (西日本) 屋外キャビネット設置工事費1,270円 (東日本)、1,366円 (西		
日本) が無くなり、光信号分岐端末回線接続工事費4,613円 (東日本)、4,239円		
(西日本)はそのまま事業者間移動の工事費になる為、十分回収可能である。		
これを戸建て住宅だけでなく、集合住宅全般にも適応する事で通信業界の商習慣		
の健全化と大幅な工事担当者の過剰労働状況が改善され労使契約も健全化(残業		
時間減による働き方改革)する副次的効果をもたらす。		
NTT・KDDI・Softbank・Sony・電力系事業者・CATVのコンプライアンスの徹底にも		
繋がるのではないでしょうか?		
各社とも、法令遵守・パワーハラスメント撲滅・社会への責任を果たすと企業理会などに記載されているいようの思いかには今に使われてる。社会なの表任も思		
念などに記載されている以上、今の明らかに法令に触れてる、社会への責任を果ましていない。温利イルフによる。		
たしていない、過剰ノルマによるパワーハラスメントの状況を放置するわけない		

意見	考え方	修正の 有無
でしょうな?		
【個人A】		
意見66	考え方66	
● 主に携帯電話各社に関してセット割・家族割を廃止して、MVNOへの回線提		
供による料金値下げもしくは同じ回線であれば家族割が適用となり負担額が少		
なくすることを要望。		
● 光ファイバ事業者 (NTTグループに関して) 全国(地方・離島) に一日		
も早く10Gbpsの回線を引くことを要望。		ATT
〇主に携帯電話各社に関して タサいているかサービスを提供しているが、 ちゃし割む じましめて 散せる し	〇 頂いた御意見は、参考として承ります。	無
各社いろいろなサービスを提供しているが、セット割などまとめて弊社でというサービスが未だに強い印象を受ける。		
トレッサービスが未たに強い印象を受ける。 各社がそれぞれ今以上に低価格での料金設定が実際できるような意見とい		
う形に見られた。		
セット割・家族割を廃止して、MVNOへの回線提供による料金値下げもしくは		
同じ回線であれば家族割が適用となり負担額が少なくなるなどしてほしい		
です。		
〇光ファイバー事業者(NTT グループに関して)		
全国(地方・離島)に一日も早く10Gbpsの回線を早く回線を引いてほしい		
です。		
政府のデジタル化と逆行しているような印象を受けます。		
そのためでしたら、固定ネットワーク回線に関しては引き上げがあっても仕		
方ないかと思います。		
地方復興という考えが低い状態です。		
【個人B】		
意見67	考え方67	
● 「殿」という単語を使わないことを要望。		
〇「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書 (案)」	〇 本報告書案の内容と直接関係のない御意見	無
158ページ	として承ります。	
「東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 井上 福造 殿」		
159ページ		

意見	考え方	修正の 有無
「西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 小林 充佳 殿」		
ここの「殿」は「様」の間違いであろう。		
どちらも男性であるから「殿」でも構わないが、女性なら「姫」を付けるのか。		
いや付けないであろう。		
そして「殿」の時代は男女平等ではなかったのである。		
女性が天下を取る(指導者になる)事は不可能であった。		
そんな男女平等ではない時代の言葉「殿」を使うのは時代錯誤である。		
「様」なら男女どちらにも使えるし、現代社会でも一般的に使われている言葉で		
ある。		
現代では「殿」なんて使わない。		
身分制を連想させるので使わないでほしい。		
【個人C】		

以上